

# 林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成20年 9 月 8 日 (月)  
農林水産省 4階 第2特別会議室
- 2 開会及び閉会の時刻 13:30～16:24
- 3 出席者  
委員 有馬会長 天野委員 池淵委員 岩川委員 海瀬委員  
  
五軒家委員 沼田委員 早坂委員 前田委員 恵 委員  
  
山根委員

幹 事 関係府省

林野庁

- 4 議 事
  - (1) 平成19年度国有林野事業の決算概要について (説明事項)
  - (2) 平成19年度国有林野の管理経営基本計画の実施状況 (案) (諮問・答申)
  - (3) 平成21年度概算要求について (説明事項)
  - (4) 全国森林計画の素案について (説明事項)
  - (5) 国有林野の管理経営に関する基本計画について (説明事項)

午後1時32分 開会

○高橋林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は、現在のところ、委員20名中10名の方にご出席をいただいております。当審議会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立しております。

青山委員と天野委員におかれては、間もなくお見えになるということで、岡田委員は急用でご欠席ということでございます。

以上、冒頭ご報告をさせていただきます。

それでは、会長、お願いいたします。

○有馬会長 本日は大変暑いような寒いような陽気が続いておりますけれども、今日また暑いようでございますが、ご多忙のところ、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

それこそ、異常気象じゃありませんけれども、いろいろな面で多分現場サイドもいろいろ難しい問題がたくさんあるかと思いますが、本当にありがとうございます。

それでは、議事に入る前に林野庁の長官のごあいさつの予定でございましたけれども、長官がちよっとご都合が悪いという状況になっておりますので、次長にごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○島田林野庁次長 林野庁の次長をいたしております島田でございます。本来ですと長官が冒頭にごあいさつをさせていただくところでございますけれども、他の公務がございまして、長官がここへ参れないものですから、私のほうから開催に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、国有林野事業における平成19年度の決算の概要につきましてご説明を申し上げますとともに、同じく平成19年度の国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況の案についてご審議をいただきたいと考えているところでございます。国有林野事業につきましては、平成16年度に改定した国有林野の管理経営に関する基本計画に基づきまして、名実ともに開かれた国民の森の実現に向けた取組を行ってきているところでございます。地球温暖化防止のための間伐の積極的な推進を初め、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の一層の推進、森林環境教育や国民参加の森づくりの推進などに取り組んできているところでございます。こうした取

組につきまして、毎年、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況として取りまとめておりました。

本日ご審議いただく平成19年度の実施状況につきましては、こうした管理経営基本計画はもちろんのこと、一昨年9月に策定されました森林・林業基本計画を踏まえつつ、平成19年度において、いろいろな事業に取り組んだ成果を取りまとめさせていただいたものでございます。

このほか、10月末ごろの閣議決定を目指しております全国森林計画につきましては、本日、素案という形で計画量を含む計画案全文をお配りさせていただいておりますので、後ほど具体的にご説明を申し上げたいと思います。

また、国有林野の管理経営に関する基本計画につきましても、本年度をもって改定後5年が経過するところをごさいますして、本年中に改定をする必要があるため、その検討の方向についてご説明をさせていただきたいと考えているところでございます。委員の皆様には、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきます。

本日は、審議事項として、平成19年度国有林野の管理経営基本計画の実施状況（案）がまずございます。また、説明事項として、平成19年度国有林野事業の決算概要についてとございます。4つの事項につきましてご説明をいただくことになっております。

まず初めに、議事（1）でございますが、平成19年度国有林野事業の決算概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○須藤管理課長 管理課長の須藤でございます。座ったままで説明させていただきます。

最初に説明事項といたしまして、平成19年度の国有林野事業特別会計の決算概要をご説明いたします。

例年、9月の審議会におきまして、前年度の決算につきまして、その結果をご報告申し上げてございます。

その内容に入ります前に、ちょっと最初にお断りいたさなければならないこととございますが、決算につきましては、これは例年どおりの様式に基づいて決算を行ったものについて、今日お示ししております。特別会計というのは、政府全体の特別会計を法律として一つにまとめる改革が行われておりまして、これは特別会計に関する法律という1個のものにまとめられたんですが、その際に、特別会計が財務諸表の公表をするという義務付けがなされて、様式も定

められております。その様式は、実はこれとちょっと違っています。何が違っているかという  
と、貸借対照表はほぼ同じでございますけれども、業務費用計算書とか資産負債差額増減計算  
書、区分別収支計算書といった、どちらかというところ最近の企業会計原則により沿った公会計の  
考え方を取り入れた会計原則に基づいて作り上げた計算書が作られております。しかしながら、  
今日お示しするところまで残念ながら資料は作られておりませんので、今日のご説明に  
上げられないわけでございますが、基本的には、従来から国有林野のやっていた様式におきま  
しても、最近のというところまでなかなかいきませんが、従来の企業会計原則をベースに作っ  
ておりますので、基本的な考え方に変更はございません。横から今ある様式のことを新しい様  
式に並行移動して行って、どこに当てはめるかということで様式が変わってくると。見やす  
いかどうかにつきましては、多分、新しいほうが見やすいと思うんですが、一応それをお断りし  
た上で、従来からの様式ということで、ご説明を申し上げます。

平成19年度の決算概要につきまして、資料1でございます。

収入支出の総額、収入が4,727億円、支出4,668億円、収支差59億円ということが最初のパラ  
グラフに書いてございます。以下のところ、基本的には収支についてご説明し、単年度の資金  
の流れがどうだったかということをご説明するのが一番わかりやすかろうと思っておりますので、そ  
こを説明いたします。

損益計算書と貸借対照表につきましては、ちょっと一部変更となるところだけ申し上げます  
が、それ以外のところはかなり煩瑣にわたりますので省略させていただきます。

1枚めくっていただきまして、収支状況という右左の表でご説明するのが一番わかりやすか  
らうと思っております。

国有林野事業というのは、収入支出、それぞれべたで書くところというような収支状況の表に  
なるわけでございますが、大きく3つのセグメントに分けて考えると割にわかりやすい収支の  
表でございます。3つと申し上げますのは、事業的な経費にどれだけ資金が投入されているか  
というところが一つのセグメントでありまして、2番目のセグメントは、治山事業だと思っ  
ております。3番目のセグメントは資金の調達関係で、利子償還金のお支払い、借り換えする  
ときの調達という3つのセグメントでございます。

便宜的に、一番見やすいという意味ですが、治山事業のところのセグメントからご説明いた  
します。支出のところを見たほうがわかりやすいんですが、支出のところの下、治山事業とい  
うのが一番下にあります。これが、治山事業の本体事業で、この支出した金額をそのまま602億  
円が治山事業で支出している金額でございます。これの入りというのは、基本的には左側にご

ざいますが、一般会計のところからいただいている治山事業費、この金額のところの対応関係を見れば一目瞭然でございます。基本的には、収入と支出の総額が1対1対応という感じになっております。具体的に計上してある場所をごらんいただきますと、本体事業のところをいただいているのは、一般会計より受入れというのが真ん中にございますが、その一番下にあります治山事業費財源、19年度受け入れは699億円でございます。それに加えて、地方公共団体等とのやりとりがございます。これがそのすぐ下にございます36億円、地方公共団体工事費負担金受け入れでございます。右側の支出のところと今申し上げました治山事業費財源、地方公共団体工事費負担金収入というのも、足上げた数字が一部突合しないように思われるかもしれませんが、それは治山関係に費やした人件費が支出のほうの一番上の人件費の中に一部溶け込みがあるからであります。基本的には、収入のほうの治山事業費財源、それから地方公共団体工事費負担金収入、この金額が1対1関係と収入支出関係が突合します。

2番目のセグメントということで申し上げます。借入金関係の資金のやりとりであります。

これにつきましては、支出のほうでまず最初ごらんいただきますと、先ほど申し上げました治山事業、交付金事業、一番下にありましたセグメントすぐ上、利子・償還金というところがございます。借入金利子というので利子をお支払いして返して、償還金ということで元本を返していくという、そういう金額がそのまま載っています。これを収入のほうでそれに突合するのはどこにあるかといいますと、元本のほうから先に申し上げますと、元本のほうが収入が一番下のくくり、借入金というのがございます。2,364億円、借換借入金にそのまま全部上がっておりますので、今年新規借入金を一銭もしなかったという数字になっているということでございます。利子のほうにつきましては一般会計よりいただいております。一般会計より受入れというところの3つ目の小項目が利子財源ということで263億円でございます。これが右側の支出のところにあります借入金利子で263億円とぴったり一致するというところでございます。したがって、利子は収入支出ともに同額、元本につきましても同額、したがって、新規借入金ゼロでございますが、返したところまでは至っていないというところはわかります。

今申し上げました2つの大きいセグメントを除いたところが森林整備等々に要する事業の残った部分というふうにお考えいただくとわかりやすいはずであります。右側のほうの支出、人件費、先ほど治山関係の人件費、一部溶け込みというのがございますが、その部分の含めての金額をここに計上させておりますけれども、人件費で697億円、事業的経費677億円ということで、森林整備等々に要する経費が投入する金額がわかると思います。左側にあります収入は、

それによりましてどういう金額が必要として調達してきたのかということが、残った部分のところでご説明するということになるわけでありまして。

国有林野事業でやっている事業が森林整備等々から行われているということから考えれば、基幹的業務で得るであろう収入が、林産物を売り払ったことによる売上金額が、これが基幹的収入になるというふうに考えるのが普通な、企業的な意味での考え方です。その基幹的収入というのが事業収入のうちの林産物等収入であります。これが材木を売って幾ら稼いだかという金額、232億円。国有林野事業はこれ以外に土地を売っているということと、それから土地を貸し付けているということによって得る収入というのが自主財源として持っております。この2つの金額でございますが、土地等々売っているほうは、林野等売払代というところに上がっております。これが78億円でございます。貸し付けているところは、財産貸付料等収入、54億円でございます。自主的な意味での収入、事業収入につきましては、今申し上げた3種類があるわけでございますけれども、前年との対比におきますと、林産物等収入のところは残念ながら若干の減少でございますが、それなりに健闘はさせていただいたと、自助努力はしたという意味で、その成果として232億円という数字が出てきたところであります。残念ながら平成19年度のところは材価が比較的安かったというところがあらわれてしまったなというふうな感想を持っております。土地を売ったというところにつきましては、減るのはやむを得ないところはございます。また、土地を貸しているところの貸付料等収入につきましても、今、土地を貸して、それでどんどん借りていただけるというところがあまりありませんので、ゆっくりと減っているというところは、実勢をそのままあらわしているところでございます。

雑収入というのが一部ありますけれども、それ以外に必要な金額を支出に充てるための支出の金額は一般会計からご面倒いただいているというふうな構造です。一般会計における事業施設費財源、公益林等保全管理費財源という形で多くのお金をいただいております。事業施設費財源のところは、間伐を積極的にやらせていただくということで、多くのご支援をいただいた、一般会計よりご支援をいただいたということで、全体のその収入をいただいたということになっていると考えております。結果といたしまして、先ほど総括のところでも申し上げましたとおりの収支差59億円が出たというところでございます。

貸借対照表、損益計算書については、先ほど申し上げましたとおり、非常に細かいところがありますので、説明は割愛させていただきますけれども、実は一つだけご説明といたしますか、付言させていただきたいものがございます。

平成19年度から貸借対照表、損益計算書の変更が盛り込まれているものが1項目ありまして、

ちょっとそのご留意をいただきたいということでの説明であります。

損益計算書の要旨が、先ほどの収支の状況の次のページのところの損益計算書の要旨という紙で入っておりますけれども、3ページ目でございますが、注の1のところに、変更点をかいつまんで書いてございます。これは、会計原則そのものから考えると当たり前のことをやっていなかったの、今やろうというぐらいの話で、重大な変更という話ではないんですけれども、一応、3年前から考え始めていて、予算参照書で国会に提出し、ご説明した決算書においてもお断りしたというものです。その変更点が、経営費が、間伐の関係でございますが、若干少なく計上されているというところであります。

私からのご説明は以上であります。

○有馬会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、皆様方のご質問等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

どうでしょうか。よろしいですか。

特にありませんようでしたらあれですが、いかがでしょうか。

じゃ、ご質問ないようですから、それじゃ続いて次に参りましょうか。

続きまして、それでは平成19年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況案の諮問審議となります。

なお、諮問文につきましてはお手元に配付されていると思いますが、ご確認をお願いいたします。

農林水産大臣の諮問をいただき、これに対する審議を行った後、答申を行い、公表するということになっております。

なお、その公表の際には、林政審議会としての意見の概要もあわせて公表することとなっております。

それでは、農林水産大臣の諮問を、長官がお見えになりましたので、長官から代読していただくこと、お願いいたします。

○井出林野庁長官 平成19年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問）。

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき、平成19年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしく申し上げます。

○有馬会長 それでは、ご諮問いただきましたので、平成19年度国有林野の管理経営基本計画の実施状況（案）について説明をお願いいたします。

○沖経営企画課長 国有林野部の経営企画課長の沖でございます。私のほうから説明させていただきます。

お手元に、資料番号で申し上げますと2-1と2-2というものが配付させていただいております。実施状況（案）につきましては、本来2-2の分厚い約60ページに上るペーパーで説明申し上げるところですけれども、今日は時間等もございますので、要約ということで2-1（案）ということでお示ししているもので簡単にご説明させていただきたいと思っております。

それでは、2-1のペーパーを1枚あげていただきますと、1ページと書いてございます。まず、左側のほうに「実施状況の概要について」ということで触れさせていただいておりますけれども、国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本的な方針を明らかにするために、国有林野の管理経営に関する基本計画、ここは管理経営基本計画とっておりますけれども、これを策定し、これに基づき管理経営を行ってございます。

現在の管理経営基本計画は、平成16年4月から平成26年3月まで10年間の計画でございまして、最初に次長のほうからお話がございましたように、開かれた国有林ということで管理経営をしているところでございます。

ポイントといたしましては、四角で囲ってございます星印4つ、これを課題と挙げて実施しているところでございまして、1つ目の星は、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を一層進めるんだということ、2番目といたしまして、森林環境教育など、国民参加の森づくりを進めるというようなこと、3番目は、政策課題でございまして温暖化防止や生物多様性の保全と、こういったものに取り組むということ、4つ目として、双方向の受発信をして、対話型の取組を進めるという、こういった4つのところを柱にして進めてございます。

今回お諮りしているのが、19年度に行いましたこの実施状況についてでございまして、この要約版にも図とか写真、こういったものを使ってわかりやすくしようということで取りまとめてございますので、よろしくをお願いいたします。

では、右側のほうに移りますが、全体で6つの柱に分けて今回記述してございます。平成19年度の主な取組としまして、1番目は何といたしても公益的機能の維持増進、これについての国有林の取組でございまして、国有林、日本の中の山岳地域も奥地のところにあるわけでございまして、災害の防止とか洪水の緩和と、こういった機能を果たしております、特に間伐等の施業を実施してきております。また、最近では100年程度の長い周期での長伐期の施業、また育成

複層林といったような森林整備を行っているということで、事例としては長野県の上水内の事例を申して、これは列状間伐をしているところの写真でございます。またさらに、世界遺産といったものも国有林の中には数がございます、例示として巖島神社の背景になります国有林でございますけれども、巖島神社と国有林野が一体となって、こういった景観が形成されているといったことを紹介してございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。2ページでございますけれども、左側の上でございます。間伐等を積極的に推進しているということの事例でございますけれども、ここ最近では、こういった高性能林業機械を使いまして、間伐を路網と機械、列状間伐といったものを組み合わせて効果的に実施してございます。特に、下のほうで書いてございますけれども、そういった低コストで効率的に推進しているということで、ここに出している事例は、九州森林管理局の大分森林管理署の低コスト作業道の開設ということで載せさせていただいておりますけれども、国有林で率先してこうした低コストの技術開発をいたし、それを民有林の皆さんのほうにも提供している、普及しているというような状況でございます。年間で全国で40回くらいこういった研修会、説明会をやっておりまして、延べ2,300人くらいの方が参加しているという状況でございます。

右側では、安全、安心といった観点からの記述をさせていただいております。わかりやすく言えば治山事業でございますけれども、事例としましては、平成18年8月に台風10号で相当大きな災害がございました。これは九州の木城町の例ではございますけれども、こういった山腹崩壊に対してこうした治山事業を実施したこと、またその真ん中の例でございますけれども、新潟県中越沖地震が19年7月に発生しております。このときに、特に民有林のほうに被害が出ておりまして、国有林の治山の技術者が民有林の応援に駆けつけて点検をしているといったような事例を紹介させていただいております。

さらに、治山事業におきましては、景観にマッチした工法、コスト縮減、いろいろなことを取り組んでおりまして、事例といたしましては、北海道弟子屈の例を採用させていただいております。

3ページお願いいたします。2つ目の柱でございます。森林環境教育への貢献、それから森とのふれあい、こういったような取組でございます。左の一番上の丸が森林環境教育でございます、国有林のフィールド、大体奥地が多いわけですがけれども、そうはいつでも少し里に近いところもございまして、そういったところに学校と森林管理署の間で協定を結びまして、子どもたちに森林環境、森林体験をしてもらおうということで、そういったものを進めておりま

す。「遊々の森」という名前で実施しておりまして、20年度末では全国139カ所のものが設定されております。これは山形県の真室川町の例を参考までに載せさせていただいております。

また、一般の国民に向けては、国有林を森づくりのフィールドとして使ってもらおうということで、「ふれあいの森」といったものをつくっております。全国で143カ所設定されてございまして、延べ1万人くらいの方が国有林の中で活動されたということになってございまして。三重県の紀宝町の例でございまして、ちょっとここでミスプリントがあって、申しわけございません、括弧書きで三重県東牟婁郡となっておりますが、南牟婁郡の間違いでございまして、申しわけございません、訂正させていただきます。

右側の上でございまして、伝統的な文化を守るということで、古事の森といったような活動をしてございまして、ここは伊予之二名島古事の森の取組ということで、木の文化を支える森づくり運動、古事と結びつけて実施してございまして。平成19年度末で全国で19カ所、こういったものが設定されてございまして。

それから、自然再生の取組ということで、これは京都の事例ではございましてけれども、カシナガキクイムシが最近、関西地方随分出ておりまして、市民団体と一緒にになってそういったカシナガキクイムシへの対応といったものも取り組んでいるところでございまして。

次のページお願いいたします。

4ページでございまして。「新たな政策課題への率先した取組」ということで、林野庁が取り組んでおります政策課題、第1には何といたっても地球温暖化への対応でございまして。二酸化炭素の吸収・貯蔵源としての森林の役割、これに対して国有林はどう取り組んでいるかということでございまして、特に今、間伐について重点的に取り組んでいるわけでございます。19年度におきましては、前年度に比べまして倍増の12.6万ヘクタールの間伐を実施いたしまして、民有林とともに国有林も率先して動くということで国有林が努力しているところでございまして。

事例としまして、高知県の事例を載せております。また、出てきた間伐材を我々みずから森林土木の分野にも使っていこうということで、こういった型枠を山腹工に使ったりしているところでございまして。

右側の事例でございまして。また、自然との、森林環境保全ふれあいセンターというものが我々の組織の中に全国11カ所ございまして、特に生物多様性とか自然再生、こういったものに取り組んでございまして。市民団体と一緒にになって、現地調査をしたりモニタリングをしたりと、こういったようなことにも取り組んでございまして。

事例としまして、北限のブナと、北海道でございましてけれども、黒松内の北限のブナ地帯に

ついでに取組を紹介してございます。

また、国有林の中には、皆さんご存じのとおり、原始的な森林の生態系なり貴重な動植物が生息しております。そういったところについて我々は保護林として設定いたしまして、その保全管理に努めているところでございます。19年度には、9カ所の新規、約1,850ヘクタールくらいのを設定いたしまして、現段階では841カ所、78万ヘクタールというような森林を設定して、その保護管理に努めているところでございます。

次のページをお願いいたします。5ページでございます。

4番目の柱として、双方向の受発信による対話型のものでございますけれども、これは国有林の経営をしていくに当たって、国民の声をきちんと反映していこうということで取り組んでいるところでございます。国有林モニター会議といったものをつくりまして、いろいろな意見をいただいて、それを我々からも発信いたしますし、モニターの方からもいただいて我々の事業に活かしていくという形をとってございます。全国で350人くらいの方にモニターをやっている状態でございまして、国有林に対しての意見、または要望等に対して、こういった状況ですという情報提供などをしてございます。

5番目の柱としまして「林産物の持続的かつ計画的な供給」ということで、右側でございますけれども、林産物の供給という役割も我々は持っているわけでございます。公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を基本としつつ、その中で出てまいります間伐材等、そういったものについて、積極的に売り払うなり木材として供給していくという役割を担ってございます。また、民有林ではちょっと供給しにくい木曽ヒノキ等の貴重な材がございまして、そういった大径長尺材、こういったものについても国有林のほうで供給をしているところでございます。事例として、長野県の木曽の森林管理署の事例を紹介させていただいております。

また、この最近の大きな事例といたしまして、右側の下でございますけれども、販売に当たりまして、集成材工場、また合板工場、こういった大手の住宅メーカーも含めて、に納入している製材工場などなんですけれども、原材料となります木材を安定的に供給するという形で、我々のほうでシステム販売といったものを実施してございます。この間伐材について、こういったシステム販売を組み合わせまして、安定的に効果的に間伐して供給していくということで、これまで使われていなかったB材、C材といったものが着実に使われるようになってきているという状況でございます。

次のページをめくっていただきたいと思っております。

地域振興という最後の6番目のものでございますけれども、国有林、760万ヘクタールという

大変非常に広い地域を抱えてございまして、農林業を初めまして地域産業への貢献ということも我々の役目になってございます。ここに載せさせていただいておりますのは、東北森林管理局の事例でございますけれども、風力発電にも貢献していると。なかなか民間では対応しづらいといった、こういった自然エネルギーの利用の分野についても、国有財産有効利用の観点から特区への対応も含めて実施したところでございます。

また、この下の事例といたしましては、地域のほうで国有林を公園として使っていただくなり、用地として使う、こういったときについて対応をしてきているところでございます。右側のほうは、森林レクリエーションの関係でございます。現在、国有林1,130カ所40万ヘクタールくらいのレクリエーションの森というものがございまして、こういった数多くのレクリエーションの森があるわけですが、そういったものに対して、最近リフレッシュ対策としまして、重点的にこういった機能を発揮させるかという機能をきちっと考えながら手を入れているところでございます。多くの方の利用がきちんと図られるようにということで、整備を進めているところでございます。

また、右側の下でございまして、そういった住民の皆さんから国有林を使っていただくということで、こういった森の中でコンサートを開くというようなことも行われるようになってきているということでございます。

あと、参考1、参考2といたしまして資料をつけさせていただいております。参考の1は、京都議定書の関係で国有林の間伐がどうなったのか、平成18年に比べまして平成19年は倍増したということがわかるように参考をつけました。また、その下の丸につきましては、国有林で19年度に間伐推進コンクールというのをやってございまして、間伐が非常に効果的に進められてきている事例を紹介させていただいております。ちょっとわかりづらい図で申しわけございませんけれども、これは八木木材さんというところでございまして、林道と作業路網、列状間伐、高性能林業機械と、こういったものをうまく組み合わせた結果、従来方式、1日7m<sup>3</sup>、m<sup>3</sup>あたりで2万1,100円かかったものが、12m<sup>3</sup>まで効果的にできるようになったとか、こんなような事例もあるということを紹介させていただいております。

また、右側の表でございまして、間伐材の利用、新しい利用が進まったということでございますが、これはB材、C材という曲がり材、こういったものの利用が可能になったということで、①の事例がこれは中国木材さんの伊万里工場です、また事例②は木脇さんの例なんですけれども、曲がり材を扱うことによって利用率が非常に上がったというような事例を紹介させていただきます。

あと、我々のほうで実施しておりますシステム販売、これについては平成17年60万m<sup>3</sup>だったものがだんだん伸びて、65万、66万、こういったふうに上がってきております。

また、その下の間伐システムの現地検討会が先ほど申し上げたものでございます。裏の参考2につきましては、先ほどの決算のほうで出てきたものを数値に記したものでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。それでは、この件につきまして、特段のご意見、ご質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

本文は、それこそこちらのほうだろうと思いますが、今、要約のほうでご説明いただきましたが、いかがでしょうか。

○海瀬委員 全部見させていただきまして、大変こうやって多岐にわたる事業をやっているというので、すごいなと、そういうように思っているわけです。

国有林野事業特別会計のほうなんですけれども、もちろんこれで間違いはないわけですが、我々どうしても民間人から見ますと、事業別に果たしてどうなっているんだと。当然、これらの国有林野事業はいろいろなことをやっていますから、赤字で、完全に持ち出し部分が多いのはわかりますけれども、例えば素材生産について、果たしてコストは合っているのかどうかと、そういう検証はもちろん内部でやられていらっしゃると思うんですけれども、表には全く見えてこない。今後の民有林の事業者としての希望なんですけれども、そういうものもできれば見せていただければ、ああ、国有林さんはこれだけしっかりやられているんだなという励みにもなるかわからないと思っています。

それからもう一つは、詳細版のほうの18ページのところには分収林制度が入っておりますけれども、50万が38万になりましたよということがぼつと書かれているわけですが、今後どうしていくのかということがもう一つよく見えていない。契約延長制度の運用ということが一言入っておりますけれども、このあたりどうなさっているのか、今後ともこの制度は続けていくのかどうか、非常に疑問に思ったものですから、ご回答いただける範囲で結構でございますので、お願いしたいと思います。

○沖経営企画課長 私のほうから。まず、委員の最初にご質問ございました、本当にその素材生産はペイしているのかと、なかなか鋭い質問をいただきました。我々のところも、民有林と基本的には同じように一般会計の繰り入れで森林整備を行い、要は間伐を実施し、それをコストダウンを図りながらやっていくということで、確かに地域によってペイしているところもあ

りますし、地域によっては難しい、困難なところもございます。そういった面では切り捨て間伐になっているところもございます。そういったものを今後、おっしゃるとおり、我々もきちんと分けながら、こういうところをどうやってもっとペイしていくかを職員と考えながら進めると、今、課題になっております。これはやっていきたいと思っております。

2番目の分収育林でございますけれども、委員おっしゃったとおり、どうするんだということで、このようにわからないと、確かにそうなんですけれども、なかなか難しい問題でございます。これについて国有林としてどうするかという検討委員会を立ち上げて、これまで検討し、昨年、次長のヘッドをした委員会をつくってやってございました。それで、制度的にこれについて補てんをするといったものはなかなかそうはならないという結論に至りまして、じゃ、せっかく国有林にご協力いただいた方にどうお応えしていくんだということを考えて、対応といたしましては、これが材価によってどうなるかというのがございますので、補てんはできないけれども、現段階でもう自分はいよいよという方においては、伐期のときにこちらのほうで、政府のほうで買い上げると。基本的には伐期延長して長伐期に持って行って売り払うべきじゃないだろうかということで、お持ちになっている方全員にお尋ねして、一定の結論を得て、そういったやり方でいかがでしょうかということでご理解いただき、現在もこれから伐期を迎えて伐るところについては、事前にお聞きをして、延長しようというふうに皆さんなればいいんですけれども、自分はもう嫌なんだという方は、国で買い上げて対応し、長伐期へ持っていくという形で今対応しているところでございます。実際、昨年度2件ですか、そういったものがありましたけれども、基本的には大体長期に持っていくというふうになってきています。

○海瀬委員 わかりました。

○有馬会長 いかがでしょうか。

特にこれ、文章の中でそれが触れる、今、お答えするやつで触れなくてはいけないという話でない。なかなか難しいと思うんだけど。

○海瀬委員 これも、ただ、一斉に伐採されたら、これは大変なことになるなど、そういう懸念を特に持っていたものですから、今のご回答で少し安心はできました。

○有馬会長 いかがでしょうか。ほかに。前田委員、どうぞ。

○前田委員 コストの問題も大事なんですけれども、今、統一資格でいろいろな業種、地域の違った業者が素材生産とかも行うことができるようになって、だんだんコストもそれで下がってきていると思うんですけれども、その素材生産をやっている現場を見せていただくと、中には、こんなに残存木になりましたけれども、傷が残って、国有林としての資産を下げているん

ではないかなというような事例が見られることがあります。そのようなことに、そういう業者に対して、多分、それなりのペナルティーとか、そういうことはあるんだと思うんですけども、自分自身の山の中でも難しいことなんですけれども、コストと、要は残存木、残りの資産、間伐するときに残りの資産になるものに対しての施業ですね、その辺のかみ合わせというのをよく考えて、ただ安ければいいのではなくて、やはり残りの資産も価値を上げる間伐であってほしいなと思います。

○沖経営企画課長 まさにそのとおりだと思っております、国有林の素材生産につきましては、昨年からは一般競争にすべて移ったということもございまして、今、いろいろな業種の方、いろいろな方が入ってこられるようになっております。もともとは随契でやっていたものを一遍に変えたものですから、なかなか大変な状況もあったわけなんですけれども、おっしゃいましたように、残存木への影響というのは我々も非常に重要だと思っております、一般競争に入った後、今やっていることは事業成績評価といたしまして、やった方の評価をしなくてはいけないというところに今移っています。そういった評価をすることによって、そういったいろいろなチェックをして、次の入札のときに出てくるわけですね。

ですから、もう一つ考えているのは、単に一般競争というより、どうやって効率的にやるかという企画競争みたいな感じで間伐というのも一つあるのかもしれないし、いろいろな手法を考えながら、間伐というのをきちんとできるように取り組んでいきたいと思っております。重要な視点だと思っております。

○有馬会長 惠委員、どうぞ。

○惠委員 惠です。間伐材を、例えば資料2-1のほうでいきますと4ページの左側の(3)で、うまく山でも間伐され、活用するというご説明がありましたので、これはこれで、それが進むことを大いに奨励して国民も喜ぶと思うんですね。同じ2-2の説明、24ページには「二酸化炭素固定に資する木材・木製品の使用状況」というふうに記載されていて、これも18年度の参考1からは触れているというカウントで、これもいいと思います。

それで、この間伐材は、ご自分の国有林野で使う場合は、費用というのは売り払いに含まれるのか、そういう収益には換算できないで、いずれにしても使うという意味に重きを置いて理解したらいいのか。どういうふうに私たちは理解したらいいのかということと、そのサンプルとしてこういう使い方がありますということが、大きな意味で、広い啓発のモデルになるのか、いろいろな意義をいろいろ、どういうふうにご主張されていきますでしょうかという質問です。

○沖経営企画課長 今おっしゃられた意見、多分全部入っているんだと思うんですけども、

まず現地で近いところで発生した例えばカラマツなどを売り払う、それを業者の方が買われると。それを例えば治山の事業をやられる方が若干加工しながら使って、現地で使うということなんで、我々としてはやっぱり収入もあるし、工法としてそういう指定をしてやっていただきますので、仕様書にも使うという二重取り、おいしいとこ取りしているかもしれませんけれども、そういった使い方、またそういったものを見せていく、林道のこういったところに使っていますよとか、ウッドブロックみたいな形のものもあるんですけども、そういったものにしていく、または特許を取ったところと一緒に動かすとか、いろいろ総合的にこういったものをやらなくてはいけないと思っています。

○惠委員 ご説明が、そういうふうにも書かれる、ないしは新聞で発表するときの解説書のようなところに、そういう文言、言い方というのが割とわかりやすいので、やはりこういう事実なんだけれども、そういう意図があるということも、どこかで解説書があるとよいのではないかと思います。

○有馬会長 今のお話は恐らく、今後のいろいろな用意される資料というのでしょうか、世の中にオープンになるような資料として、今、申されたようなことがなるべくわかりやすくなっていくほうがいいなど。例えば炭素はどのくらい固定したとか、それから通常だったらこれくらい使うところを、これをやることによってどういうことが起こったとか、そんなようなことをなるべくもうちょっとわかりやすく書いておいたほうがわかりやすいんじゃないかと、こういうご指摘ですね。

○惠委員 そうですね。

○有馬会長 多分、今回のこれにその数字まで載せるというのはちょっと現実的には簡単にはいかないと思いますので。いかがでしょうか。ほかにどうでしょうか。

それでは、大体ご意見がもうないようですが、出尽くしたようですので、この辺で審議会としての取りまとめを行いたいと思いますが、修正を求めるようなご意見というのが私はなかったような感じがいたしますが、本日、農林水産大臣から諮問のあった平成19年度国有林野の管理経営基本計画の実施状況（案）につきましては、これ19年度のに相当するわけですが、本日示された案のとおりでよろしいかどうかという、大体ご意見のようでもよろしゅうございませうか。そういう扱いにさせていただくということでよろしゅうございませうか。

（「はい」の声あり）

○有馬会長 ありがとうございます。それでは、答申文の案を配付いたします。

これを見ていただきますと、非常にいつものようにそっけない文章でまことにあれなんです

が、よろしゅうございましょうか。

ここにございますように、ご確認をしていただきたいと思います。方針について、平成20年9月8日付の20林国経第14号をもって諮問のあった標記の件について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり答申します。平成19年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、適当であると認めると。なお、林政審議会の意見の概要は別添のとおりであるということなのですが、これについては、概要、意見の概要というのは、見ていただけるかと思えますけれども、特につけ加えなくてはならないというわけではありませんので、こういうことで答申いたしますが、よろしゅうございましょうか、ご確認。

（「はい」の声あり）

○有馬会長 それじゃ、どうもありがとうございます。そのように答申をさせていただきます。

それでは、次であります。引き続き議事第3ですね。平成21年度概算要求につきまして、事務局からの説明をお願いします。

○高橋林政課長 それでは、お手元の資料3というスタンプを押してある資料があるかと思えますが、平成21年度林野庁関係予算概算要求の概要という資料がお手元にあるかと思えます。それをごらんいただけますでしょうか。役所のスケジュールですと、8月末までに財務省に来年度予算の概算要求を出しておりますので、財政当局なりいろいろな議論はこれからなのですが、こういうものをまず林野庁として出しているということでご説明させていただきます。それで、いろいろ数字とか言葉が並んでいるんですが、このスタンプ3の一番後ろに、A3の横長の色刷りの資料をとじ込んでおります。ちょっと資料があっちこっちいって大変恐縮ですが、このA3横長の色刷りの資料に基づいて、要点を申し上げたいと思えます。

一番大きな考え方として、上のところに書いてございますが、「低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と林業・山村の再生」ということを主題に5つの柱で考えております。5つの柱というのは、一番真ん中のポンチ絵の両端に、黄色く囲った四角が左側に3つ、右側に2つございます。この5つの柱です。左上の森林吸収源対策、これについては特に21年度は、19年度からこの森林吸収源対策として、3.8%分の吸収目標達成のための追加的間伐もやってきていますが、21年度はその3年目になりますので、条件の悪いところ、所有者の合意がとりにくいとか、地形的に条件が悪い、そういったところの早期解消という考え方で対策を立てております。

林野公共事業は対前年度比118.4%ということで、この段階では目いっぱい要求ですが、今

後これについては財政当局との調整になります。ただ、従来どおり「この他」とありますが、農業・水産との連携150億円というものを追加的間伐に要するものとして計上しております。それから、最初に申し上げたように、この条件不利森林の早期解消のために、定額方式による助成というものを40億円、それから境界明確化への支援に本格的に取り組むということで10億円、新規の予算として組んでおります。

それから、この森林吸収源対策の一番下の丸のところですね、不在村所有者対策というものも網羅的に取り組むような予算を盛り込んでおります。

2つ目の柱として治山対策、これにつきましては、全体の公共事業の中で地域住民との協働というような新しい考え方も入れて、きめ細かく取り組んでまいりたいと思っております。

それから、3つ目の森林経営対策、青い丸が4つほど並んでいますが、まず1番上の循環利用ビジネスモデルというのは、一番左下の緑色のところを見ていただくと、主伐期の到来を見据えてと。もう10年もすると、今は間伐を重点に置けていますが、主伐期も到来すると。それに備えて再造林、育林を低コスト化をして、主伐による経営をどう回していくかと、こういうことを実証していく事業、これに21年度から新たに組みたいと思っております。

それから、2つ目の丸は、現在の重点事項である間伐、特に間伐材の売り上げを使って森林所有者の負担軽減をしていく、そういう事業体の育成に19年度以降重点的に取り組んでおりますので、この対策の拡充、特に括弧内に黒字で書いてありますように、こういう観点からの定額助成ですとか損失補てんという新しいメニューを組んでおります。

それから「緑の雇用」による担い手育成、これは例年どおりですが、67億という大きな額、それからこの一番下ですけれども、大規模な山林所有者の相続税負担ということで、中小企業向けの対策もできてきているわけですので、一定の経営計画を立てていただく場合には納税の猶予、ずっと経営を継続される場合にはその免除というものを新規に打ち出したいと、これは税制でございます。

それから、右側にいつていただきまして、山村再生支援センターの創設と、これはちょっと書いてある言葉だけでは何をやろうとしているのか、にわかに書いていないんですが、要するに企業、CO<sub>2</sub>を排出する企業、それと山村、特に間伐材とかそういう木質資源の供給者としての山村、この間で協定を結んで、要するに企業による化石資源から間伐材への原料・燃料転換を進めていこうと。ここで言っている山村再生支援センターというのは、要するに企業がそういう原燃料転換したら、CO<sub>2</sub>削減効果がこれだけありますというのを認定、オーソライズしてあげようと、そういう組織です。

これにつきまして、ちょっとここに書いてございませぬが、排出権取引ですとかカーボンオフセットというような動きもありますので、企業のほうにもCO<sub>2</sub>削減のために木質資源に燃料転換していこうというインセンティブもありますし、政府全体としても、そういう枠組みをつくっていこうという動きがございませぬので、林野庁としてもしっかりそういう動きを主導していこうと、そういう考え方でございませぬ。その観点から必要な木質バイオマス資源の安定供給のためのインフラの整備ですとか、チップ・ペレットの安全供給のための資金の創設という関連措置も講じてございませぬ。

それから最後に、木材産業総合対策ですが、原木の需給、国際的にも国内的にも大きな変化を迎えていると考えております。木材産業総合対策として新規に16億円とありますが、これは主に新たな利子補給基金の創設ですとか、関連する業界あるいは地域における活動に対するソフト的な支援、このほかに、森林・林業・木材産業づくり交付金というのは施設整備に対する助成金でございませぬ。何を言わんとするかというと、その下に括弧で黒い太字で書いてあることが幾つかありますが、一つには国産材への原料転換、例えばロシアの輸出税が80%に上がるというような事情もございませぬし、それから地域の中小の製材工場ですね、中核工場というのが各地にかなり整備されてきているんですが、それと中小の製材工場の連携をどう図るか。あるいは、チップなど向けのC材の大量安定取引を、そういう仕組みをきちんとつくっていく。「顔の見える家づくり」グループのネットワーク化、そういった形での地域材を住宅に使っていく。そういう意味では、20年住宅向けの製品開発なども進めてまいります。それから、公共施設などの内装材などに国産材を使う場合の助成の拡充なども考えております。

このほか、違法伐採対策として合法木材を流通させる対策、それからバイオマス燃料、木質資源を使ってバイオエタノールなどのバイオマス燃料をつくる製造システムの構築、それから一番最後に、もう一つ税制でありますけれども、炭素固定に資する木材利用減税ということで、これもかなりある意味斬新なアイデアなんですけれども、木造住宅に使う木造の資材の炭素固定効果を金額換算して、それをそのまま所得税減税しようというような簡潔かつ新しいアイデアの税制も出してあります。こういった形で来年度の施策の現在議論のスタートを切ったところではございませぬので、ご紹介させていただきます。

以上です。

○有馬会長 いかがでしょうか。大変盛りだくさんなものだから、どれがいけそうなのかというふうに言っちはちょっと元も子もないような感じがするんですが、今のご説明について何かわかりにくいところがありましたらご質問等。

特に難しいところは、炭素固定だとかこういう、さっき所得税の減税ですか、これ。ちょっと今そのようなお話でしたけれども、それだとか、それから再生支援センターの創設、これなんか何となく似通ったところがあるような感じがするんですけども、何かうまい筋書きをお考えいただいているんだろうとは思いますが。

○高橋林政課長 こちらの整理でずらずらと申し上げたので、若干脈絡が欠けたかもしれませんが、今ちょっと会長からおっしゃっていただいたことからすれば、右側のほうは、この真ん中のポンチ絵で言えば、原木と真ん中に書いてあるところから下の、川中から川下のほうで需要をきちっとつくっていく、そういう対策、その手法が幾つかに分かれて、この山村再生支援センターというのは、要は低炭素化ということで、企業自身にとって化石燃料から木質燃料に切りかえていくインセンティブが出てきているかと思います。それをきちんとオーソライズすれば、それが後押しをされて間伐材の利用が増えると、そういう位置づけのもので、それから例えば一番下の税制は、まさに住宅を建てる最終ユーザー、施主さんにとってまず木質材、木造住宅を建てれば自分も炭素固定ということで環境に貢献をしていると、その意識にこたえていこうと。所得税減税と申し上げたのは、そのときにまさに一番わかりやすいやり方として、これだけ木材を使えば炭素固定効果というのはこういう価格的な計算ができると。それを例えばEUの排出取引の市場ではこんな単価がついているというのを金額換算すれば幾らですから、じゃ家を建てるお金はかかるでしょうけれども、所得税からその分差し引いてあげるということで、最終のユーザー、施主さんに木造住宅を建てるインセンティブを与えようとか、いろいろなステージに、あるいは対象、企業、個人に応じた道具立てを用意してみようと、そういうことをございます。

○有馬会長 はい、天野委員、どうぞ。

○天野委員 今の炭素固定に資する木材利用減税の対策というのは、これは今後のすごい目玉になると思うんですけども、金額も書き入れてありませんのですが、これはもう少し詳しい資料は現在のところあるんでしょうか。

もうちょっとこれ、多分、物すごい目玉になると思うんですけども、それを意識されているかどうかという。

○針原林政部長 全体が今までの林政の枠組みをすべて変えるような、すべての案件がそうなっております。例えば、森林経営対策というのは、森林経営学から農業経営学みたいなのがあるとは思いますが、そっちのほうに一步踏み込む。ただ、実際に急にはそういう政策転換はできないので、これから研究をしながら、経営を支えることによって山を支えるといえますか、

資源を支えるというようなことができないのかという大政策転換を何年かかけてやっという準備を始める。それから、山村再生支援センターというのは、どの役所にもない地域を、山村というエリアを守るスキームを、全く新しいスキームをつくる。ですから、木材だけで価値をつけるんじゃなくて、CO<sub>2</sub>の価値、出す石油社会のための価値。財源も今までは国家財源だけでやっていましたが、それをそういうところに価値を認めるような一つの類型では、CO<sub>2</sub>排出型の企業ですね、電力・鉄鋼、そういうようなところ、2つ目は森林資源を活用しているいろいろな素材生産をするような例えば水を使う企業、素材を生産する企業、そういうようなもの、それから森林の持つソフトな機能ですね、教育機能、文化機能、それから医療企業、それを使って新しいビジネスをやろうとする教育、健康関連産業、そういう方たちが実際に山村に投資することを誘発しながら、国のインフラ整備と合わせて山村を活性化しようとするほかの産業にはない全く新しい枠組みをつくらうというものです。ただ、そうはいつでもそうはならないので、例えばそれを数値化して、一つは排出権取引の主体になる、あるいは吸収源の効果をCO<sub>2</sub>換算して企業に認定書を与えてあげましょう、そういうようなことまでやって客観的に企業に還元しようという問題です。

最後の木材産業総合対策は、木材の流通加工システムを、今8割が外材ですから、外材使用を国産材時代になるわけです。外材も入ってこないの、この8割を大転換して、この部分の流通・加工・消費のすべての分野にわたって国産材使用に5年間かけて変えていこう。一遍には無理ですけども、そういうための予算。それで、その際にはロシア材を引いている大工場をつぶすのではなくて生かして、あるいは地域の中小工場を殺すのではなくて再編成して、あるいは小さな工場は地域材を創出する顔の見える流通の中核工場として生かしながら使っていくということなんです。

もう一つ、それとは別途、炭素固定に資する減税ですが、この減税は税制については3つのポイントを我々やろうとしています。1つは、去年と同じですが、環境税の創設。2つ目は、森林経営政策をやる以上、やはり森林経営を分散させずに集中させていくことが必要だと。そうすると、相続税が必ず邪魔になる。経営政策をやる以上、相続税対策に一步踏み込まざるを得ないだろうということでこれにやろうと。もう一つは、税制のグリーン化ということとあわせて、要は木材の炭素ストック機能を見える化しようということとでございます。もっと具体的に言うと、120平米の私からいえば巨大な家をつくると、木造2階建ての家なんです、24立米の木を使います。24立米の木というのは炭素は6トンたまるわけです。EUのCO<sub>2</sub>排出権取引は、CO<sub>2</sub>で3,000くらいですから、炭素だけですと1万1,000になるわけですが、1万1,000の

6トンですから、6万6,000の固定価値がある。その8割の五万二千何百円をその土地の所得税減税をしようと、ヤクホド金を与えようということをごさいます。これは林野庁独自のアイデアです。委員ご指摘のとおり、非常に目玉になるものだと思います。余りにも単純過ぎて、名前をつけました。木づかいカーボンストック減税、もう一回言います。木づかいカーボンストック減税でございます。結構受けていまして、主税局から、こんな危険なものを出さないでくれと言われていて、環境庁も持ってきて、環境庁と共同要求になりました。

私どもがやりたいのは、福田総理が言っておられる税制のグリーン化の中に、木造建造物をしっかり推進するようなことをやっていこうというのがはっきり書かれているわけです。それに対する一つの知恵だと思います。プロ的に言えば、そういう資材を供給する、あるいは建造する工事会社さんに対して法人税減税、例えば一番おとなしいのは圧縮記帳だとか、あるいは損金算入とか、そういう間接的なことがおもしろいのですが、ただ消費に直接語りかけるという意味ではこっちもいいんじゃないかと思って、入り口はこっちにしております。

ただ、税制のグリーン化の中に、国産木造住宅をどう振興していくかというのは非常に重要な要素だと思うんで、キヅカイカーボンストック減税は最終的にどうなるのか、あるいは長期的な課題になるのか、皆様のご支援をお願いいたします。

○天野委員 お答えにあったでしょうか。なかったかもしれない。金額が書き入っていない理由は。

○針原林政部長 これは予算要求じゃございませんので、税制改正要求というのは普通は金額は公表いたしません。ただし、木造住宅の10%くらいがそれに該当するとすると、大体50億前後のオーダーになるかと思えます。ただ、利用率とかこれからの要件とか、そういうのはまだまだ議論があれなんで、この段階ではそれは公表しないというあれになっております。

○有馬会長 岩川委員、どうぞ。

○岩川委員 非常にすばらしい構想がかいま見えるような気がしております。3点ほど質問と要望なんですけれども、順不同になりますが、まず、森林吸収源対策の中の40億の条件不利地帯の森林整備と。これは何回か発言させていただいたような中身で、従来政策対象になっていなかったような竹が入り込んだり、あるいは枯れた木がそのまま立っていたり、台風でやられたそのままになっていたとか、規模が小さかったり場所が不便だったりみたいなことで、そういうところを、後のほうにもありますけれども、美しい森づくり運動みたいなこととリンクする形で整備していくという内容であれば、これは要望ですけれども、ぜひ予算を十分確保していただきたいという点で確認の意味であります。

それから2番目は、山村再生支援センターという構想で、これはどういう規模でどういう形で、例えば国全体で1本で何かどこかに、消費者庁ではないですけども、設置する大きな構想なのか、それともそれぞれの地域に第三セクター的な形で個別にモデル的に設置していかれるのか、それをもう少し具体的に、ちょっと聞き取れなかったものですから。

3点目は、まさに木材需要構造の構造改革みたいなことをこの絵コンテの中での太文字のところ国産材への原料転換、中小製材工場の今後のあり方、それから顔の見える家づくりとか200年住宅、ここの中で、構造改革というのはまさに建築基準法にかかわる、これは実は有馬会長の得意分野でもあるんじゃないかと推定しまして、例えば太い柱を、4寸、5寸の柱を使いますよと。集成材じゃなくて無垢で杉のけたを使いましょうと。強度がどうなんだということからくる国産材の使い方にかかわる規格、基準、そういうものの数値化、そういったところをぜひ林野庁の行政の中できちっと位置づけて、建設省からじゃなくて林野庁からその情報が提供され、基本的な基本設計も出てきて、これはいろいろコンペなんかあってもいいと思うんですけども、ぜひこの基準法にかかわる、場合によってはその建築基準法を見直すようなところまでいく技術的なプログラムを期待しておりますので、ぜひ予算の確保等、具体的な実行をよろしくお願ひしたいと思ひます。

かなり要望な部分ですが、何か補足してご説明いただけるのであればありがたいと思ひます。

会長のご意見もちよつといただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○有馬会長 今のお話は、いろいろと200年住宅の話、それから長くもたせるというのも仕組みづくりの問題ですから、いろいろな側面があるかと思ひますけれども、ただ、今の予算要求の中で、この200年住宅というのを位置づけるとするならば、やっぱりこれはキズカイカーボンストックなんですね。200年住宅なんていうのもある一つの側面ではあると思ひますね。そういうことを考えると、広い意味でのこの国産材の位置づけというのがそれでは今伐採木材の位置づけをどう取り扱う、これは国際的に、結構、地球温暖化のこれからの第二約束期間の問題とも絡んでくると思ひますね。ただ、国産材については、その中でやっていいという仕組みになっているんですね。いわゆる国のものについては、今もう約束がはっきりしているんですね。ところが、輸入、要するに輸出輸入についてはその取り扱いについては必ずしもまだはっきりしていない。第二約束期間の課題になっている。そういうことがありますので、そういう点ではこれはかなり独自の形としていける可能性はあるということだと思ひます。

そういう点では、やはり国のいろいろな行政庁、いろいろ皆さんが知恵を出してやるというのがこれからの非常に重要な課題だと思ひますし、地球温暖化の問題だけではなくて、ただ、

ほとんどカーボンオフセットだとかカーボンプリントだとかというのはやたらと出るんですが、カーボンストックというのはまだ出ていないんですよね。そういう点では一つの、我々は言っているんですけども、やはりどれだけ一言で世の中にわかっていただけるかという努力は大変これから重要な課題ではないかと。今、委員の先生方からのご要望は多分そういうところであって、そのあたりをひとつ大いに詰めていただきたいということ。

ただ、すぐ何かという話ではどうもなさそうだと。少し、いろいろなみんなにわかって、周知徹底していただくために、いろいろな数値をあらわす仕組みづくりだとか、それからどういう仕組みがいいだろうかというのを少し検討するための予算措置を大いにまず考えようと、こういうご趣旨のように承りましたけれども、ひとつ頑張りたいということだろうと思います。

○沼田森林整備部長 それでは、今お話がございました条件不利の森林の関係でございます。京都議定書の関係で森林吸収源としての森林を整備していくということが大きな課題になっており、毎年、平成19年度から毎年55万ヘクタールの間伐に取り組んでいるという状況でございます。18年度までには年間35万ヘクタール、19年度以降は55万ヘクタールということで取り組んできておりまして、平成19年度の状況は、現場のほうも努力していただいて、何とか着手していただけたかなという状況にはなっているわけですが、これからいわゆる第一約束期間、平成24年度までのことを考えますと、現場で考えますと、やっぱりやりやすいところからやると言うことになります。やりにくいところ、条件の悪いところというのはだんだん手おくれになるというような状況になりますので、今のうちから条件が不利なところ、例えば路網から遠いところについても、しっかりと間伐をしておく必要がありますので、そういった箇所につきまして、一定の地域合意を前提としてこういった定額助成というものを考えているところでございます。モデル的には、平成18年から2年間やってきておりますけれども、それは間伐などを着手するときにネックになっているような森林を対象にしています。これからは条件が不利なところを対象にしようと思っております。

予算的には40億ということで要求をさせていただいておりますが、不利な条件というのが箇所によって違いますので、平均的な単価は25万くらいで考えておりますけれども、若干条件によってはその単価も変動し得るというようなことは考えていきたいと思っております。

それから、山村再生支援センターのほうでございしますが、今、林政部長からもお話がありましたように、いわゆるある意味でCO<sub>2</sub>の排出企業でありますとか森林資源をいろいろ利用していく企業とか、あるいは教育なり健康の関連企業、そういったものを山村に対してより興味を

持っていただくような形でということで考えておりました、いわゆる都市部の方々と、それから山村のほうを近づけていくというかマッチングさせると、そういった役割が非常に大事だろうというふうに考えております。いわゆる低炭素社会の貢献でありますとか山村社会の再生というものをターゲットにした、そういった共通のプラットフォームをつくるべく、いろいろな取組をやっていききたいということで、私どもとしては今のところ国として一つというような形で、そのようないろいろな活動をしながら、少しでも山村がよくなるような形にしていきたいと考えているところでございます。

○天野委員 今の最後のところ、国として一つというのは、これは5億円でどこかに1カ所つくるという意味ですか。

○沼田森林整備部長 必ずつくらなければいけないかどうかというのはまたこれからの話かもしれませんが、少なくともそういった機能を持つようなものをつくる形ないしは何らかの組織を活用するという手もあるのかもしれませんが、私どもとしては新たな取組ということになりますので、そういった機能をきちんと持ったような形のものをつくっていききたいと思っております。

○天野委員 以前からある流域何たらセンターというのがありますよね。あれとはまた違うんですか。かぶらないんですか。

○沼田森林整備部長 あれは、森林の整備なり、そういったいわゆる流域の活性化というようなものをターゲットにして、民有林、国有林、連携して、いろいろな地域活動ということで考えておりますけれども、今回の場合は、ある意味ターゲットをいろいろないわゆる吸収量取引だとか、いろいろな低質材の利用だとか、それから健康だとか、いろいろな新しいことも考えていますので、私どもが考えているのは、国全体で一つのセンター的な機能を持つものをつくっていききたいなと思っているところでございます。

○天野委員 お聞きしたいのは、こういうのを新設したり創設したりすることは悪いとかやめろとか言っているんじゃないかと、あの流域何とかセンターというのは、各地域によってまだあいうのがあったのかとか、あれは失敗だったとかいう例もあるんですよね。でありながら、まだあのシステムそのものは残っていて、この山村再生支援センターが多分各地域の全部、幾つできるかわかりませんが、何カ所かにつくって行って、これからどんどんふやしていくときに、同じところにつくることになりませんか。

○針原林政部長 ちょっとまず排出量取引についてご説明しますと、いろいろな地域でやっていますが、今やろうとしているのは国で1個だけつくろうとしているんですね。これは、排出

量取引は経産省方式、企業が対象にする方式、環境省方式、これは環境省から助成をもらった人たちを対象とする自主的な方式、それに木質バイオマスを使った林野庁方式、この3つを今つくろうとしているわけですね、その中身をですね。それは、シリョウが1本なんです。1本であるから、このセンターは1個しかできないんです。全国1本だけなんです、これは。ですから、各地につくるわけじゃない。各地にはできません、このセンターは。

○福田国有林野部長 今の再生センターのほうはもちろんそういう形でやらなければいけないと思うんですけども、一方で流域といいますか、森林整備は地域ごとにまとめて、それを地域の中できちんと合意をして、バイオマスを例えばこういう形で有効利用するということが一つのそういう排出権取引の前提になりますので、そういう意味では、一つあるものと、それから地域で流域活性化ということで、森林整備のほうに取り組むものというのは、有機的に結びつけばうまく働くようになると思っています。

○天野委員 言いたかったことはこういうことなんです。流域活性センターが、先ほど言ったように、地域によってはもうああいふものは機能していないとか、いろいろ言う人がいるんですね。森林組合にいろいろなことをやらせて失敗したとかいう人もおるんですが、今の地域にまた私は流域活性センターを再生させるということが地域地域で重要なんじゃないかなというふうに思っているんです。だから、もう少しよくそれこそ活性化してやりたいというふうに思っているんです。思ったときに、私の勘違いだとわかったんですけども、山村再生支援センターを同じ地域にまたつくるのかなと思った。そうすると、二重投資になるし、どうなっているんだと。じゃ、名前をどうせ変えるんだったらこの際に流域活性センターをもうやめてしまって、山村再生支援センターというのをつくるというふうにするのかとか、そういうことが知りたかったんですね。言いたいことは、各地に前の名前の流域活性センターかどうかわかりませんが、そういうものが必要であるということと言いたかったんです。

○有馬会長 いいですか。関連して。

○早坂委員 関連じゃないです。

○有馬会長 関連じゃない。今の話については、差し当たり、いろいろな構想が多分これからまとめられてくると思うんですが、実際にクレジットをとにかく持たそうという話ですから、その窓口がきちっとしていないとクレジットにもならんだろうと、こういうことだろうと思いますので、そのクレジットのもとをやるのにはどういう形がこれからあるんだろうかというのはこれからの課題であるという具合に考えられるんだろうと思いますが、それではよろしいですか。前田委員、どうぞ。

○前田委員 森林経営対策で、今度今までにない森林経営対策というのがこれから始まろうとしているわけなんですけれども、林業形態、森林所有者の負担軽減が実現できる林業形態事業体を広範に育成というのが、先ほどちょっと私は経営課のほうでどういう内容かは説明を受けたばかりなんですけれども、こういう形で相続税の負担を軽減するとかいうことで、新たな本場に森林経営を支える、支えるというのは本当に初めて今回林野庁から出てきたと思うんですけれども、その中にもう一つ加えていただきたいのは、経営体を育てるということは、経営者をまずは育てないといけないということなんです。まず経営者があって林業事業体として経営が成り立つ、そのための経営者の育成というプログラムを一度真剣に考えていただきたいと思います。要は、会社を経営していくということは、人材を育成すること、そしてマーケティングをすること、そしてこのごろはメンタルヘルスなんかもケアしていかなければいけません。本当に森林を管理する学問だけでは済まないんです。ほかの財務的なことも管理ができる、そういう人材を1年なり2年なりのプログラムでしっかりまず育てて世に出していく。そのためには、他業種の経営者がどうであるとか、そういうことも含めて勉強していかなければいけないと思います。森林経営対策の中に、ぜひ経営者を育成するプログラムもひとつ考えていただきたいと思います。

○井出林野庁長官 この森林経営対策ですけれども、前回、前田委員からいろいろお話を伺ったことも大変参考にして組み立て始めております。今お話のあったことも踏まえて、実は今年度中に次長をヘッドにして林野庁内でこの森林経営対策、今後どういうふうに組み立てていくかというタスクフォースを立ち上げまして今勉強させております。その中で、今のご意見も十分踏まえて、我々の中で研究あるいはブレインストーミングをして、また来年度以降の予算につなげていきたい、こういうふうに思います。

○有馬会長 よろしいでしょうか。それでは、また次の議題もありますので。では、手短かに。

○早坂委員 一つだけお願いします。いろいろな形で予算組みがこういうふうな形で出ているんですけれども、補助金というのは使うときになかなか使いにくいと。例えば、総合対策の中で、顔の見える家づくりとか200年住宅、それから国産材の利用とか、いろいろなメニューが出ているんですけれども、2分の1補助とか、そういうことでなかなか使いにくいということがありまして、末端のところ、大きなところだと使えるんでしょうけれども、一生懸命小さくやられているところはなかなかそのお金が使いにくいと。ですから、もうちょっと末端にまでお金が渡るような仕組みが何かできないかどうか考えていただきたいと思います。

以上です。

○有馬会長 これは切実な問題だね。よろしいでしょうか。

いずれにしましても、低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と林業・山村の再生ということの重点は一通りご紹介いただいたわけですが、いずれにしましても、いろいろとぜひとも頑張っていたかなくてはいけないのと、それから実際に具体的に細々した話が幾つかあるかと思いますが、ひとつ次のそれこそ予算編成に向けてこれから戦いが始まると、戦いというか、よろしく願いますということかと思いますが、皆さんもひとついろいろな知恵をつけて、いろいろしていただかないといけないと思います。やはり応援がないと頑張りようもないかと思いますが、よろしく願いたいと思っています。

○井出林野庁長官 今、いろいろご説明もし、ご質問もいただきましたけれども、聞いていただいておりますように、今年はかなりチャレンジングな予算と税制改正を要望いたしておりますので、これは秋の陣ですね、かなり林野行政をめぐって紛糾すると思うんです。そういうこともありまして、ぜひ委員の皆さん方からもご助言なりご指導をいただければと思います。はっきり言って、今、出しています予算と税制がすべて今年度で通るとは私も全く思っておりませんが、何しろ提案しないことには話にならないので、いつまで待っていても自分から言わないとだれも認めてくれないということで、今年はかなり激しくやっていますので、よろしく願いたいと思います。

○海瀬委員 こういったのは初めて。

○有馬会長 ですよ。やっぱりちょっとびっくりしたような感じがしないでもないんですが、だけど、これくらいはやっていただくというのが、そういう状況にはもうあることだけは間違いないですし、ひとつよろしく願いたいと思います。

それでは、議事の4であります。全国森林計画の素案につきまして、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。

○矢部計画課長 計画課長矢部でございます。全国森林計画の素案についてご説明をさせていただきます。お手元の資料の4-1、4-2、4-3と3つ用意してございます。4-1の「全国森林計画の素案の概要について」を使いまして、ご説明をさせていただきます。

1ページお開きいただきまして、まず全国森林計画の位置づけでございます。これは前回の林政審議会のときにもご説明をさせていただきます。若干重複いたしますけれども、全国森林計画の考え方を述べております。上位計画に森林・林業基本計画、これは長期の政策計画でございます。これに即しまして、5年ごとに15年を1期とした森林整備及び保全の目標、これを明らかにするという森林の資源計画という位置づけになってございます。

策定の時期でございますけれども、全国森林計画に即しまして、都道府県知事が地域森林計画、森林管理局長が国有林の地域別の森林計画をつくります。民有林につきましては、さらに市町村森林整備計画をつくります。これらの策定に当たりましては、公告・縦覧期間を要するという事もございます、全体の計画が来年の4月からスタートするということを考えますと、全国森林計画については、10月中に策定をしていく必要があるということでございます。

2ページでございます。全国森林計画、次の計画の中身でございますが、計画期間につきましては、平成21年4月1日から平成36年3月31日までの15年間、ポイントでございますけれども、平成18年に森林・林業基本計画をつくりましたときに、全国森林計画の内容につきましても変更をさせていただいておりますので、基本的にはこの現行の計画を踏襲するということでございますけれども、その後この状況の変化を踏まえまして、追加を行っているということでございます。

また、京都議定書の目標達成に資するべく、森林の吸収目標でございます1,300万炭素トン、これを確保するような間伐の推進、こういったものをきちんと計画上に見合うように定めておると、こういうことでございます。具体的に、主な計画内容、3ページからでございますが、まずまえがき、総論でございます。主な点だけ申し上げますと、前回の林政審議会で天野委員のほうからいただいたご意見を踏まえまして、2ポツ目のところでございますけれども、「国内森林資源の量的な充実、世界的な木材需要の増大、森林の劣化が進む中で、今後、間伐等による適切な整備・保全と国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていく重要な時期を迎えているところ。」こういう記述をさせていただいております。

さらに、4ポツ目のところでございますけれども、鷲谷委員、それから恵委員からいただきましたご意見を踏まえまして、アンダーラインのところでございますけれども、「森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、生物多様性の保全に十分留意することが必要。」としております。

さらに、岩川委員のほうから間伐の話をいただきました。それについても次のポツのところ、間伐の着実な実施、こういったものを書き込んでおります。また、岩川委員からいただきました景観の保全の概念を入れるということで、それについても記述をさせていただいております。

この他、前田委員のほうからのご意見を踏まえまして、一番最後のポツでございますけれども、「施業の集約化、路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの普及及び定着、製材・加工の大規模化等の生産・流通・加工段階における条件整備」、こういった記述を加

えさせていただきます。

次に I でございますが、「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」ということでございます。1番としまして「森林の整備及び保全の基本的な考え方」の中で、鷺谷委員からいただきました、温暖化の対策だけではなくて、それによる発生した事案への適応策、こういったものを書けないかということで、「地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化にも考慮しつつ、」こういう記述を引用させていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

一番最後の「林道の整備を推進し、」というところに、前田委員からのご意見を踏まえまして「効率的な作業システムの普及・定着や、施業の集約化」、こういった記述を追加させていただきます。

それから2番目としまして「森林整備及び保全の目標」ということでございますが、ここににつきましては、44流域ごとにその目標数値を計上させていただいているとともに、岩川委員から間伐のご指摘がございましたので、間伐の適切な実施ということを計画期間中ずっとやるということを明記をさせていただきます。

それから、II でございますが、「森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」でございます。1番の「施業に関する基本的事項」でございますが、ここの中では、天野委員のほうから、造林の放棄地の対策の話がございました。そういったことも踏まえまして「伐採後に的確な更新が行われていない伐採跡地を早急に解消」すべきというような記述をしておりますし、岩川委員からも、更新前提の伐採という考え方にすべきではないかということで、この中に記述をさせていただきます。

それから、2番の「重視すべき機能に応じた森林の区分毎の施業に関する特記事項」ということでございますが、ここにも前田委員からのご指摘のような集約化とか機械化、こういった効率的な森林施業を推進すべきという記述をさせていただきます。

続きまして5ページでございますけれども、3番としまして「伐採立木材積及び造林面積に関する計画」ということで、これについては本体の中で、44流域ごとに具体的な数値を示してございます。数値については後でまとめてお示ししてございますので、そちらでご説明をさせていただきます。

それから、III でございますが、「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」ということでございます。この中の2番の「公益的機能別森林施業に関する事項」の水土保持林、ここで鷺

谷委員からいただきました生物多様性の保全について記述をさせていただいています。

それから、森林と人との共生林の記述の中で、下から3行目でございますけれども、景観の向上に配慮したということで、岩川委員からいただいたご意見を踏まえて記述をさせていただいていますし、本体の中には、浅野委員からいただきました企業との協働ということで、企業等の参画というような記述もさせていただいております。

それから、6ページをお願いいたします。

IVでございますが、「林道の開設その他林産物の搬出に関する事項」ということでございます。これについても、林道の開設量、必要量、44流域ごとに計画をさせていただいております。

Vですが、「森林施業の合理化に関する事項」でございます。これについては、特に最近の状況としての境界の整備などの森林管理の適正化を推進すると、こういった記述を加えてございます。

それからVI「森林の土地の保全に関する事項」、これについては具体的に特段変更点はございません。

それから、VIIでございます。「保安施設に関する事項」「保安林の配備」、この中で具体的な保安林の配備計画について広域流域ごとに数字を計上させていただいております。

それから、7ページでございます。2番の「特定保安林の整備」、それから3番「治山事業」、これについては基本的にこれまでと変わっておりませんが、「その他必要な事項」の中で、保安林については「衛星デジタル画像等を活用し保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進。」という記述をつけ加えさせていただいております。

それから、VIIIは大きな変更点はございません。

8ページ以降が、具体の計画量を現行計画と対比した資料でございます。まず、森林整備保全の目標でございます。育成単層林、それから育成複層林、天然生林ごとに計画期末の数字を計上させていただいております。これについては、右側の下のほうにございますけれども、森林・林業基本計画で目標といたしましたそれぞれの面積を踏まえて、おおむね整合性がとれる数字で計上させていただいております。

それから、森林の蓄積についても同様でございます。現行のヘクタール当たり177立方メートルを208立方メートルまで持っていく。林道整備率も50%を64%に上げていくと、こういう計画になってございます。

続きまして、9ページの各計画量でございます。伐採立木材積については、現行計画と次期計画の対比表をつけてございますが、齢級がかなり今後高くなっていくということと、間伐を

きちっとやっていくということを踏まえまして、総数で6億2,700万立方メートルの計画になります。対現行計画でいきますと、22%のアップでございます。主伐はそれほど大きく変わりませんが、間伐で大きく量を増やす、こういう計画にしております。

それから、造林面積でございますけれども、人工造林面積、これは育成単層林の皆伐地での植林と育成複層林のための樹下植栽、これを加えたものでございますが、現行計画より微増になってございます。それから、天然更新面積、これは人工林の択伐による天然木の導入、それからぼう芽更新等の数字でございますが、これはほぼ横ばいという形の計画になってございます。

それから、10ページでございます。林道開設量につきましては、施業面積、それから林内路網の密度、こういったものをもとに算定をしておりますが、間伐の実施箇所に特化して、なるべく集中的に実施をしていくこと、それから林業と作業道を組み合わせた形で路網整備というものを進めるという観点から、現行計画よりも若干少ない数字での計画になってございます。

それから、保安林の配備につきましては、それぞれの保安林の必要とするべきところの指定を着実にやっていくということで、それぞれ若干ずつふやしていくことでございますし、治山事業につきましては、必要な治山事業施行地を確保するというで、ほぼ横ばいという形になります。

以上が計画量でございますが、最後に11ページでございますけれども、今後のスケジュールといたしまして、本日、林政審議会にお諮りしたものでございますが、これについてのご審議をいただきまして、これに基づきましてパブリックコメントの案をつくりまして、パブリックコメントを実施させていただきます。それを踏まえまして、10月上旬ごろには、再び林政審にお諮りをして、今度は諮問・答申という形になります。それを踏まえて、今度は10月の下旬でございまして、閣議決定させていただくという形にしていきたいと考えてございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○有馬会長 それでは、今説明ありました全国森林計画の素案につきまして、ご意見、ご質問等を受けたいと思いますが、前回の7月27日にかなり議論していただきましたので、それが全体的に加わって、何となくそれらしくなってきたという感じはしておりますが、そのほか何かこれだけは入れておかないといかんのではないかということとは。

これから、今日審議の上で、スケジュールのことから考えますと、これはパブリックコメントに出す、こういうことでございますので、まだまだ意見を出す場がないわけではないんですが、ただ、審議会としてのベースは今日、これでこういうことで出しますということになるう

かと思いますが、どうぞ。

○岩川委員 数制的な質問ですけれど、9ページの立木材積ですけれど、素材生産量との比率、どういうふうには換算すればよかったですか。立木材積ですと、これ年間4,000万立方メートルくらいになって、素材生産量ではないですね。

そこは、素材生産量でいくとどういう数字になるか、ちょっと換算率でもわかりましたら教えて。ちょっとぴんとこないんです。

○矢部計画課長 岩川委員ご指摘のとおりでございます、これはあくまでも伐採材積でございますので、これから利用率、要するに搬出する比率と搬出する場合の今度は歩どまりですね、丸太にするときの歩どまり、両方勘案をして素材生産量にしていきます。素材生産量で推定しますと、大体、27年度、次期計画の、これは15年の計画でございますから、最初の5年と、中の5年と、次の5年は違いがあるんですが、途中の5年で見ますと、大体2,300万立方メートルの素材生産量となります。

○岩川委員 年間。

○矢部計画課長 年間になります。最終的には2,900万くらいに持っていきたいということでございます。

○有馬会長 素材ですね。

○矢部計画課長 素材に換算しますと、その数字になります。

○有馬会長 海瀬委員、どうぞ。

○海瀬委員 前回もちょっと申し上げたんですけれども、これは法律で決まっているからやむを得ないということだろうと思うんですけれども、全国森林計画、森林法第4条による計画ですか、これを立てて、それを受けて民有林もそれから国有林もそれぞれ計画を立てていくという仕組みになっているわけですが、ちょっと無理があるんじゃないかなど。それぞれ役割分担が全く違いますし、ちょっと無理があるんじゃないかなどという印象をいつも持っております。これは森林法そのものがそうになっておりますから、これはやむを得ないこともわかりませんが、将来の課題としてやはり考えていただく必要があることかなど、そう思っております。

国有林野というのは非常に幅広い役割を担っておりますし、私有林のほうはどちらかといえばやはり経済原則に従って動いていると。このあたりで、同じ計画でもって両方ともやっていくということで本当にいいのかという議論があっても思っております。

それからもう一点、これは非常に細かいことなんですけれども、今年の2月21日に施行され

ました野生鳥獣の被害防止に関する、何か非常に長い法律で私もちょっとはつきりしないんですけれども、特別措置に関する法律というのがたしか施行されたと思います。それを受けまして、今回の森林計画も前書きのところにはそれが入っておるということで、じゃ、前書きに入っているから具体的には後ろのほうはどうなんだと見ていきますと、前回と全く同じ文章が入っていると。ページ数で申し上げますか。新旧対照表というのが非常にわかりやすいと思いますので、全国森林計画（素案）新旧対照表、その1ページ目、一番最後の段のところですが、そこに「さらに、野生鳥獣による森林被害の防止のための総合的かつ効果的な対策を推進することが重要となっている。」まさしく的確な表現だと思うんですけれども、じゃ、これを受けて11ページでしょうか。前回と一字一句変わらない、全く同じ文書がそこに掲載されております。これ、どうのこうの言うわけじゃないんですけれども、せつかく新しい法律ができて、それが施行されて、もうちょっと何か林野として意味があってもいいんじゃないかなと。つまらないことで申しわけございませんけれども、農業のほうはいろいろと結構やられているわけですが、林業のほうがちよっとさらっと流されていると、そんな気がしました。

それからもう一つ、これに関連してなんですけれども、林野庁のホームページだと思うんですが、被害面積等々が出されております。それは減っているんですね。シカの被害だけが要するに比率が上がっていっていると、そういうふうに素人が見たら見えるわけですが、これは新規の植林面積というのが減っているがために、そういう数字が出ているんじゃないかなと、我々、林業に携わっていますとそういう想像ができるわけです。ただ、一般の方が見ますと、減っているじゃないかと、関係ないじゃないかということになろうかと思えますので、そういうふうに一般の方々の誤解を解消するような記述をちょっと入れていただいたほうが、ホームページ上ですが、よろしいのではないかなと、そう思いました。

すみません、どうも。細かいことで。

○有馬会長 はい、どうぞ。池淵委員、どうぞ。

○池淵委員 ちょっと素案とか計画量、数字がテーブル等々でいろいろ出しておるんですけれども、それから44の広域流域についても新旧対照表で数字が、文章と数字はこの中に出ておるんですけれども、一般の人から見ると、例えばこういう数値が広域流域というのですか、そういうところでどういうふうに張りついて、どういう計画でそういったものが配分されているのか、そういう形の見せるような内部データとしてあるんでしょうけれども、そういう形のものはいくらも出さない、そういう仕組みになっておるんでしょうか。普通の人から、文章とテーブルと、それから広域流域の境界は見せてもらおうんですけれども、こういう数値の張りつきとか計

画末においてこういう整備等々をやるという、そういう形のものでマップとかそういう形のもので表現するような、そういうパブリックに対しての説明を、それからイメージをアップする、そういうふうな仕組みとかそういう表現、出し方、そういった形のもので通常、従前からやっておられないのか、そういう形のものでやってくれる、そのあたりちょっと、ほかのいろいろなところで文章等あれするんですけども、こういう基本量、基本計画、そういう形のもので、その位置関係等々が案外わからない。わかっている人からしたらあるんでしょうけれども、そういうふうなちょっと印象を持ちましたので、そのあたりの出し方とか仕組みとか、そういったことをちょっと教えていただければありがたいなというご質問でございます。

○矢部計画課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、海瀬委員のほうから鳥獣のご指摘がございました。確かに、前書きのところではつけ加えております。本体のほうは一字一句変わらないということなので、ちょっとここは工夫をさせていただきたいと思っています。

あと、被害報告につきましては、ご指摘のとおり減少しておるんですが、これは被害報告というのは各都道府県から出てきたものを集計するという事なんで、その辺また精査をして問題がないかどうか、その辺をしっかりと対応していきたいと思っています。

それから、池淵委員のほうから、44流域の数字はあるんだけど、どういう形でそれが出てくるのかと、こういうことだと思いますが、実は私どもが今作業しておりますのは、平成19年3月31日時点での全国の森林の資源の現況調査というものをベースにいたしまして、もちろん、すべての流域ごとにそういう森林の資源の状況を把握してございまして、例えば間伐でございまして、今後15カ年間のうちに、間伐の対象年齢にどのくらいの面積が存在してくるのかと、さらに例えば3年齢から9年齢であれば、10年に1回は最低限間伐は必要であるということ踏まえて、どのくらいの間伐量が出てくるのかと、こういうことをはじいて、それを計画量として落としていく、こういう作業をしております。

主伐につきましては、今後例えば長伐期という方針のもとであれば、今後50年間で伐期を全体で30年延長するという方向のもとにこれまでの主伐の伐採性向、これを延長する、さらには多様な森林をつくるということで伐採林齢を分散させるという一定の方式のもとに計算をすることによって、どれくらいの主伐量が出てくるか、こういうことを算定することで各流域ごとに数字をつくってございます。ですから、属地的にどこの森林を伐るということはこの全国森林計画で全部決めて積み上げているということではございません。

○池淵委員 今回示さないんですね。

○矢部計画課長 ええ、そういう方法で積み上げているのではなくて、森林の資源の状態から適切な森林施業をすると、どのくらいの伐採量が出てくる、主伐量が出てくる、間伐量が出てくる、さらに造林量が出てくる、こういう数字のはじき方をします。それで、規範でございますので、都道府県がつくる地域森林計画、森林管理局がつくる国有林の地域別の森林計画の規範、そういう形でのお示しをさせていただきます。

○池淵委員 いや、何でかという、森林の公益的機能とか、そういった形のを張りつけてもらおうと、そういう形のものでやっぱり評価等もつながるものですので、その目標値という数字の計算方式は今ご説明あったんですけども、そういう形のをそれで落として、ただ、どういう絵になるのかという、そういう形のもが見える形としてもあり得るのかなというふうに思ったものですので、評価においても文章のあれがどのような形で出てくるのかということについても、ある程度エスティメートできる代物になるかなというふうに思ったものですからちょっと。それはこの扱いにおいては少し出さないということになるのはそれは理解いたしますけれど、そんなものなのかなというように思ったので。ありがとうございました。

○沼田森林整備部長

もう一度ご説明させていただければと思いますが、資料4-1の1ページのところで大変恐縮なんです、その全国森林計画ってどういった計画なんだろうということがございます。繰り返しになって大変恐縮なんですけれども、基本的には5年ごとに15年を1期として森林の整備なり保全の目標、それからいろいろな伐採、造林なんかのいわゆる計画量を、必要な計画量を明らかにするというところでございまして、基本的には全国の森林を対象としたいいわゆる資源の政策なり持っていき方の方向を明らかにするものということでございます。今、計画課長がご説明しましたけれども、いろいろな各種の計画量を算定するというときには、その広域流域全体、要するに民有林、国有林問わず、そういった資源の現況というものをベースにしまして、そこからある意味理想形になるのかもしれませんが、伐採なり、いわゆる主伐量なり間伐量なりというものを資源をこういう方向で持っていくということを前提として計画量が出てくるというような中身になっております。全国森林計画で計画量をつくって、44の広域流域ごとの数字が全国1本の数字に積み上がったものではあるんですけども、その44の広域流域の個別の数字がある意味で理想的な資源の状態ということになりますので、今度は、それぞれの地域、例えば民有林ですと地域森林計画がございまして、国有林のほうですと、国有林の地域別の森林計画がございまして、そういったところで、それぞれの資源をさらに少しでもよりよくするものに持っていくということで、10年間のそれぞれ地域レベルの森林計画をつく

って、そこを5年ごとに必ずローテーションすることになっています。したがって、5年ごとに双方が見直しを行いながら全国の森林、それぞれの地域の森林、それぞれがいわゆるフィードバックしながら森林資源をよりよいものに持っていこうという計画体系になっているということでご理解いただければと思っております。

○有馬会長 これは多分、5年ごとにとにかく、だから動くんですね、5年ごとにね。

○沼田森林整備部長 はい、動くんです。

○有馬会長 動くということが大変重要で、よくいろいろな評価というのは目標があって、その目標の達成のためにという、そういう仕組みではないということだろうと思うんですね。そういう点では非常にユニークというか、それが逆に言うと大事なことだという可能性があるだろうと。

○沼田森林整備部長 資源の現状を踏まえて計画量を決定していくわけです。

○有馬会長 現状を踏まえながらやっっていこうというところが大変重要な視点だろうと思いますので。

はい、いかがでしょうか。あと、ちょっと文章にすると何かちょっと気になったところが。

これも細かいことなんですけど、それこそ細かいところなんですけど、ちょっとつけ加えて。

伐採跡地、早急に解消と、これは結構なんですけど、やはりどこかにかあるんでしょうけれど、伐採跡地のいわゆる未植栽地にならないような仕組みというのは、どこかに入れておかないでいいのかなと。どこかに入っているんでしょうけれどね。そんなこと当たり前だと言われれば当たり前なんですけれども、何か例のニュースがやたらと世の中の目についてしまって、跡地対策ばかり言っているみたいだけど、跡地にしないという、未植栽地にしないという姿勢というのは大変重要で、それは伐るところからですよ。伐るところからの話、それは当然あるわけですよ。

○岩川委員 何か精神論でいいから、書き込んでもらえれば。

○有馬会長 何か精神的にでもですね。

○岩川委員 ええ。

○天野委員 先回、それについては精神論ではなくて、矢部さんのほうからそういう対策をしないものについては遺憾というのでしょうか、指導というのですか、そういうものをするようなことをおっしゃっていたような気がするんですけど、そこをもうちょっと厳密に書いてほしいと思うんですよ。

○有馬会長 これで入ってくると、非常に気になるというかね。

○矢部計画課長 今、天野委員のほうから言われましたように、実は今年の夏に、伐採及び造林の届出の内容が森林計画に適合していることを認定するに当たりまして、伐採の届け出を出した方と森林所有者、連名で届け出を出してくれということで告示の改正を行いました。

それによりまして、両者がともに責任を持ち、その両者に対して市町村長がその後植えていなければ勧告が行えると。さらには罰則規定もありますので、そういったものがきちっと動くような措置を講じましたので、そこについては、従来に比べれば、より抑止効果が働くような措置を講じたということでございます。ちょっと表現ぶりはまた考えさせていただきます。

○天野委員 非常に細かいことになって恐縮なんですけれども、ちょっと情報を入れておきますと、高知県で今までには総合計画が、前の知事4期やったんですけれども、総合計画というものがなかったので、今、新しい知事が各部署に総合計画づくりを命じているんですね。その中で、例えば林業についてはもう3回委員会が県庁内で行われているんですけれども、そこに皆伐についてはいたし方ないところもあるがというふうな記載があるんです。なぜかという、高知県で非常に皆伐が多くなされているんです。新生産システムが2カ所、2つありますものですから、ですからそこで県庁のほうもいたし方なくだと思いますけれども、皆伐についてはというふうにある種皆伐を認めるというか、オーソライズするようなことが書き込まれてあって、それについては知事にちょっと注意しようかどうしようかとちゅうちょしているところもあるんですけれども、矢部さんの前回の発言もあったので、林野庁のほうからそういうものがおりていけば、ああいうことも書き込まれなくなるかなと思ってちょっと期待しているところがあります。

いずれにしても問題なのは、全国で外材を使っていた方々に対して国産材を使っただけが非常に推薦されるのはいいんだけど、今まで外材を使っていた方はどうしても太いロットで生産をされますので、もう自分のところはやっていない、ともかく素材生産業者がやらせているんだと、あるいはもう死にそうなおばあちゃんが買ってくれと言うから山全体を買って、とにかく皆伐しているんだと。その死にそうなおばあちゃんは、お金がないから買ってくれと言っているんで、再造林の費用は何らかの補助で、補助金、補助として再造林ができるということは制度的にはあるけれども、苗を自分で買わなければいけないから、おばあちゃんはやりませんと、そういうような言い逃れが今各地であって、それが日本の山だけじゃなく川にどんなような影響を及ぼすかなというのをちょっと心配しているところです。

○有馬会長 よろしいでしょうか。大体、全国森林計画の素案につきまして、大体いろいろ皆さんのご意見をちょうだいいたしましたが、修正なのかちょっと細部、大体これはとんでもな

いから全部変えるなどという話はまずなかったということで、若干の修正等をしておいたほうがいいかな、あるいはちょっと表現等に工夫をしてほしいというようなご意見はあったかと思いますが、今、委員からいただきました意見を反映した素案を、いずれにしましてもスケジュールがございますので、今後パブリックコメントを行って、意見を求めた上でということの修正箇所の文章、この委員会としての修正箇所の文章については、私と事務局のほうにちょっと整理させていただくという形をとらせていただいでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○有馬会長 大体、今、皆さん方の大変貴重な、前回と今回、いただきましたので、それで進めさせていただきたいと思いますが、ご一任いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に議事5であります、国有林野の管理経営に関する基本計画につきまして、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。

○沖経営企画課長 経営企画課長の沖でございます。先ほど実施状況についてご説明をさせていただきました。その実施状況のもとになっている管理基本計画でございますけれども、お手元の資料の5-1、5-2、5-3をごらんいただきたいと思います。

まず5-1でございますけれども、管理基本計画ですが、これは国有林の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするものでございまして、管理経営法に基づきまして農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画でございます。

森林管理局長は、この計画に即しまして流域ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を策定することになってございます。

それで、改定のことなんです、現在いっております管理経営基本計画、これ、お手元にこういう冊子を入れさせていただきました。ここはこういった冊子を15年12月9日付で出してございまして、このときも15年の林政審にお諮りいたしましてつくっているわけでございます。5年たちまして、この改定をする必要が来たということでございまして、平成20年に21年4月1日から31年3月31日までの10年間の計画とするものに改定する必要ということでございます。要は、5年ごとにローリングさせていく形になっているわけですね。

今後のスケジュールでございますけれども、本日改定のおおよその方向をお話しさせていただきました。10月に改めて林政審を開催させていただき、改定案をお諮りいたしまして、ご審議、皆様方のご意見をいただきたいと思います。

それを踏まえてまたいろいろ直しまして、11月にその改定案の公告・縦覧を行い、12月にそ

の意見集約、さらにその必要な分については改定案を修正いたしまして林政審を開催していただきまして、諮問・答申をお願いするという形になるかと思えます。それを受けまして改定計画の決定・公表というスケジュールでございます。

それでは5-2を少し見ていただきたいと思います。

今回、5-2のペーパーを1枚めくっていただきますと、1番については管理経営基本計画については何かと、それで2番で基本計画の取組状況、3番目で国有林野事業をめぐる新たな動きということと、今後の方向を4番というふうに書いてございます。

1番の管理経営基本計画につきましては、今申し述べましたようなことでございまして、右側に先ほど全森計画の話もございましたけれども、量的な計画を定めている森林計画に対しまして、国有林、一つの経営体としまして、管理経営の基本計画を調和してつくと。それに管理経営基本計画を即しまして地域の管理経営計画をつくっていく。即して国有林野施業実施計画、これは量と経営を合わせた目標ができるというような形になってございます。

次の2ページをお願いいたします。

これについては、先ほども申し述べたばかりのことでございますけれども、20年12月までに今回の改定を行う必要があるということを書いてございます。スケジュールについては3ページに先ほどご説明したとおりのことを書いてございます。

4ページをお願いいたします。

管理経営基本計画の取組状況ということで、これは5年を一つの計画として実施しております、19年の実施状況でお話をいたしましたそれぞれの柱がございました。そういった柱についてどんな状況なのかを簡単に今回まとめておきました。公益林の占める比率はどうかといったもの、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を一番見るために、簡単にわかると思うんですけども、15年4月に公益林が85%だったものが現在は、19年4月現在ですけれども、94%まで高まっている。特に水土保持林につきまして440万ヘクタールだったものが502万ヘクタールまで大きくなってございます。

反面、資源循環林といったものが16%から6%に減っているという形でございます。

また、(2)、下の5ページでございまして、流域管理システムのもとでの管理経営、天野委員のほうからご指摘ございましたように、国有林流域管理をもとにして、現在、森林政策を進めてございまして、民有林との連携の中でいろいろな施策を進めているということでございます。特に、アクションプログラムというものをつくって、何とか流域林業が動かないかということで取り組んでございます。また、地域自治体との協定を結びまして、地域の森林林

業が、流域林業がきちんと動くように、共同の団地を設定したりして、路網の整備とか木材の安定的な供給ができないか、効率的、安定的にできないかということをやっています。島根県などでは、少しこういった面が進んできているという状況でございます。

6ページをお願いいたします。

「国民の森林」としての管理経営ということで、これは19年度実施状況でもお話ししましたがけれども、双方向のコミュニケーションの話、環境教育の取組、こういったものが充実してきている話でございます。それから、分収林形態で言えば、法人の森ということで企業が環境づくり、森づくりに取り組む支援をしていること、また伝統的な木材の木の文化を支える森づくりに取り組んでいること、また地域のモデルプロジェクトに取り組んでいることで、例えば関東で言えば赤谷プロジェクト、九州で言えば、綾の照葉樹林プロジェクトといったような森林再生事業にも随分取り組んでいるところでございます。

8ページをお願いいたします。

地球温暖化防止対策の取組ということで、15年、19年比べますと、格段に現在進めております間伐がふえて実施されているという状況と、もう一つは、これも実施状況でお話ししましたがけれども、森林土木の事業で木材を使っているというふうなことがわかります。

9ページでございます。

2番として「国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項」ということで、森林の巡視、病虫害の防除等々ございますが、保護林などの対応がございまして、特に右側に保護林の設定状況が書いてございますけれども、平成15年4月には62万ヘクタールだったのが、19年には78万ヘクタールまでふえているという状況でございます。日本地図を見ていただくとおわかりのように、国有林、中部日本より以北が非常に多うございます。そういった中で保護林と保護林を結んで、緑の回廊をつくって動物の移動の可能性の確保とか広域にわたる森林の保護、保全といったものに努めているところでございます。

次の10ページをお願いいたします。

3番目、これも国有林の与えられた重要な役割でございますけれども、林産物の供給でございます。林産物につきましては、これも実施要件でお話ししましたがけれども、積極的な間伐と民有林から出にくい木材を出していると。丸で言うと2つ目の伝統文化を守るための木材供給ですけれども、そうはいいましても、資源的に大分厳しい状況にございまして、近年の供給量というのはこういうふうに大きく落ち込んでいると、落ちてきているというのが現状でございます。

それから、林産物の販売につきましては、丸で見ていただきますとおわかりのように、販売委託については割合が半分まで来ていること、またシステム販売についても17年度以降ふえてきておりまして、22万、43万、52万m<sup>3</sup>ということで大幅に伸びてきて、20年は62万を超えるという状況になってきてございます。

また、国有林野の活用でございますけれども、レクリエーションの森ということで、国民が利用しやすいようにリフレッシュ対策などをして、量から質へ向けたレクリエーションの森とといったものに取り組んでいるところでございます。

5番目としまして、国有林の管理・経営の事業の実施体制、長期収支の見通し等のことでございますが、実施体制につきましては右側のグラフを見ていただくとおわかりのように、ほぼ100%民間に委託を出しているという状況になってきております。素材生産について100%、下刈りも99%、新植についても99%となっております。また、組織的にも、平成15年度まで再編しました7森林管理局及びその98署の流域を見据えた森林管理署の設置になってございまして、効率的な組織改正になってきております。また、職員の数も、平成11年度1万2,000人程度いたものが、現在は定員内外あわせてございますけれども、6,000人ちょっとという状況まで19年度は落ちているという状況でございます。

12ページをお願いいたします。

長期的な収支の見通しでございますけれども、この5年間もしくは4年間の平均的なもので見させていただいておりますけれども、当初、資産的に見た数字がその収支の試算及び実績のグラフでございます。これを比べていただきますと、自己収入及び事業関係経費が当初予定したよりも若干落ち込んでおります。これだけ材価が落ち込むということも考えていなかったわけですが、それでもこれだけの収入を確保しながら事業支出をし、間伐を実施して、間伐は特に倍増しているのは非常な努力をしたのではないかなと考えております。

その他の事業面としては、OA化を進めております。また、新規借入金を申し上げるのを忘れましたけれども、平成16年以降も新規借入金なしで経営をしています。

6番、次の13ページですが、「その他国有林野の管理経営に関し必要な事項」ということで、人材の育成、林業技術の開発普及、地域振興への寄与、労使協力の推進といったものを進めているところでございます。

14ページでございますが、大きな3番として「森林、国有林野に対する国民の要請」、これは右側のグラフを見ていただくとおわかりのように、やはり国民の要請といたしましては温暖化といったものが平成19年には1番上にまいりました。上から見てみますと、公益的機能という

中で温暖化、災害防止、水資源かん養といったものに国民が重要視をしていることがよくわかります。こういったものについて我々は敏感に反映して、管理経営をしていくしかないと考えております。

そういうことで、15ページに書いてございますけれども、「特に国有林野については、」という左側でございます。温暖化はもとより、その立地条件、これは脊梁山脈にあるということ、水源林を持っているということでございますけれども、その立地条件から国民の生命や財産を脅かす土壌崩壊の防止や洪水の緩和、国民の生活に不可欠な良質の水の供給への期待が高い。それから、また、多様で豊かな自然環境を有しております。貴重な森林生態系や野生動植物の維持、保護、こういったもの、また環境教育の場と、こういったものに国有林は期待されているんだろうと。さらに、3番目ですが、森林面積の3割を持っております。こうしたまとまりを持った森林というものをもとにしまして、安定的な木材供給、多様な森林からの多様な樹材種を供給するということも期待されているというように理解をしたいとしているところでございます。

16ページをお願いします。

(2)として「近年の新たな政策課題」、15年に新しいものができて以降、新たな森林・林業基本計画策定、京都議定書の目達計画の策定などが打ち出されてきております。また、政府一体となって、美しい森づくり推進国民運動というのも出てきた。この中で、国有林としても温暖化対策として高性能林業機械を活用を前提とした低コストな作業システムの導入を図りながら、19年、間伐面積を倍増させる、こういったこともやっている。また、システム販売を活用して、間伐材を有効利用するように持ってきておりますし、非常にいろいろな努力をしているところでございますけれども、いずれにしても今後とも考えていけば京都議定書の第一約束期間に入っていますので、さらに森林吸収源対策が求められる、加速的な努力が求められるというところだと思っております。さらに、低炭素社会づくり行動計画も策定されたというような背景がある。これにこたえていくのがやはり国有林じゃないかなと考えております。

ほかにこういったもの以外に政策分野としまして、第三次生物多様性国家戦略の策定、それから生物多様性基本法の制定、それからさっき出ましたけれども、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、それから学校教育法の改正と小学校学習指導要領の改訂と、こういったような取り巻く状況が多種多様なものになってきているということでございます。

加えて、次の18ページですが、先般起こりました岩手・宮城の内陸地震、今回の災害のメー

ンとなったのが国有林でございまして、東北地方の山はずたずたになっていると、こういったものについて二次災害が起こらないように着実に治山事業を実施して国民生活を守っていくということが必要だと考えております。こういったさまざまな状況の中で、4番として今後の方向として何をしていくかということをおまかな方向として書かせていただいております。

現行の管理経営基本計画におきましては、簡素で効率的な体制のもとで公益的機能の維持増進を旨として管理経営を進めるとともに、こうした基盤の上に立って名実ともに開かれた国民の森の実現に向けて施策を実施してきております。これは今もやってきているところでございます。

今後は、これまでの実績、行政ニーズ、社会情勢を踏まえまして、以下のようなものを率先して課題解決を図っていくことが必要と考えて、そこに5点挙げてございます。

1点目は、効率的かつ着実な森林の整備・保全と木材の利用を一体的に推進することによって、地球温暖化対策の促進を図ること。2番目として、野生鳥獣との共存のための森林整備の保全の推進、それから生物多様性の保全等への率先した取組。これは2010年のCOP10も名古屋で開かれることも念頭に置きながら施策を進めていく必要があるということ。それから3番目として、先般の地震災、それからこれまでに毎年起こっている大きな台風災、こういったものについて、国民の安全・安心を得ていくための社会的要請をきちんと対応していくこと。それから4番目として、間伐材等の安定的供給を通じまして木材需要の拡大を図っていくことや、伝統的な文化を、国有林ならでは守ることができるという伝統的文化、こういったものについてやっていこうと。それから5番目として、森林環境教育、特に国民が森林と触れ合えるような場をきちんと提供していく、こういったことについて取り組んでいく必要があると考えてございます。こうした取組に際しては、これまでもやってきておりますけれども、情報の公開、それから透明性の確保と、国民の要請は何かということを的確に把握しながら進めていくということで、双方向の受発信が重要と考えておきまして、モニター制度等を活用しながら対話的な取組を進めていきたいというふうに考えております。

こういった基本的な方向を持ちつつ、次期の管理経営基本計画を策定したいと考えておきまして、その構成につきまして、5-3という資料でございまして。現在の進めております管理経営基本計画自体については、基本的にその考え方を続けていくという中において、さらに新しく与えられてくる課題の中で、ちょっと見えにくいところが多分、生物の多様性の保全といったようなところについて今の中では見えにくいところがございまして、そういったものをひとつ束ねながら、1の(5)という形でしてございますけれども、挙げていきながら計画をつくっ

ていきたいと考えております。具体的には、次の10月に案を皆様方にお示しして、いろいろご意見等いただきながら、さらにまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○有馬会長 はい、どうぞ。

○恵委員 計画の考え方はよくわかりました。ひとつ教えていただきたいのですが、今後、間伐を推進するに当たり、奥山に入っていくということで、それにかかわって、生物多様性の観点からどんなふうに計画を進めるのかということと、具体的に林業施業についてはたけている人材が、生物資源という観点で山に入っていくときに、新たなノウハウや山を見て施業するということが必要になるのかならないのか、このあたりも配慮事項になってくるのではないかと、ことと、標高が、例えば800とか1,000m以上の間伐対象の規模というのがどのくらいあって、恐らくそういうあたりから、大型鳥獣とかそういうものが本来住んでいたけれども、林業としての経済という成長してきていて、そこに今度は施業に入らなくてはいけなくて、伐ったりする期間、どんなことが起きるのかというか、一遍にはならないと思うんですが、その入り込み方が要するに鳥獣とのすみ分けをよく配慮していけるのかどうか、このあたりはいかがでしょう。

○沖経営企画課長 非常に難しい問題です。国有林においても例えば南アルプスのお花畑までもシカが出てきていまして、それで彼らが灌木から全部食べてしまって崩壊が始まっている状況があると聞きます。そういうところを保護しようということも念頭にありまして、来年の予算要求の中でも、国有林が何とか、シカをちょっと頭に置きながら、野生鳥獣とどう施業とあわせて共存していけるのかなど、これは頭数管理も含めてなんですけれども、そういったものを含めてやれないかなということを考えております。ぜひこれは委員がおっしゃるようにやらなくてはいけないことで、生物多様性、例えば間伐の話からまず申し上げると、今やっております、各動物の先生と一緒にしておっしゃるには、列状間伐のような形になると、猛禽類がえさがとりやすくなる反面、日が当たることによって、そこに草本類も生えてきて、ある意味いい面としてはシカのえさ場になる、ウサギが集まってくる。反対に悪い面でいくと、シカがふえてしまうという面もあるらしいんですけれども、そういった生物のコントロールまではいきませんが、そういった間伐と生物の共存ができるのかできないのか、その辺を探っていきたいと思っております。

それと、もう一つ指摘ございました、施業について生物との関係でどういった知識なり考え方を持っていけばいいのかという話なんですけれども、もともと国有林の職員、林業とはい

いながら、多様な生物、土壌に関しては難しいんですけども、草本から動物についてはそれぞれみんな現場で一応経験してきて、それを記録したりということをやっております。ですから、ある一定レベルの知識は持っていると思っています。現場の森林官等ですね。そういった経験を踏まえて今後施業をつくっていくんですけども、彼らに対してもうちちょっと多様性というのはこういうことなんで、こういう視点から見てくれというのを今度の中でいろいろ話できるようにしてやろうと思っています。そうしないと、より重点的に生物多様性を頭に置いた施業というのができないんじゃないかなと。ちょっとそういうところを明らかにしながら人材教育といったものも進めていきたいと考えております。

○有馬会長 山根委員、どうぞ。

○山根委員 新規借入金はゼロにされたんですが、今後は長期借入金を減らされるという視点があるのでしょうか。

○沖経営企画課長 なかなか厳しいお話ですけども、今、16年以降借入れはゼロになっておりまして、利子補給を受けて、これは10年の抜本改革で、1兆円の債務を我々が引き継ぎました。プラスして、集中改革期間の債務はこれについて今後返していくことになっているわけです。ちょっと残念ながら毎年10億から50くらいの黒字が出ているんですけども、まだお返しできる状態になっていません。これだけ間伐量もふえてきますし、材価も、どうなるかわかりませんが、一定程度のものが上がってくれば、着実に返していけるのかなと、しかるべき時期には返す時期に来られるんじゃないかなと考えていますけれども。

○山根委員 計画には入れられない。

○沖経営企画課長 この中には特段返済計画としては入っていないと思いますけれど、これは財務省と協議をしながらお返しをしていくということになっていますので、返していきます。

○天野委員 少しずつ黒字を返していくということなんですけれども、やっぱりこれは稼いで返すというよりも、こういうものを全部国民負担で、要するに国民が負担してなくしてしまうという発想を、いつも言いますが、林野庁は持っていただきたい。林野庁を林野省にしようくらいのことを国民の側から発言するようなもの、要するに年間10億くらい返しているから返せるという金額じゃないじゃないですか。やっぱりそれは国民全体のものなんだという部分、あのとき何で1兆円残したのか知りませんが、それをやっぱり国民負担にしてしまうというような社会をつくらないといけないと思います。

○沖経営企画課長 ご支援ありがとうございます。当時の、10年の抜本改革のときに1兆円については特会の中でやりくりして返していくというフレームは一応できているものですから、

我々としてはそのフレームで国民負担、国民に当時も2.8兆円は国民のお金でお願いした経緯もございませう。せめて1兆円は我々で頑張るといふことでやってきておりますので、国民の声としてそういう声が出てきたといふこと自体は、ありがたい支援があるのかなといふふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○岩川委員 今、そういう国有林カンカクのセカンドかサードステージの問題はこれ後から出てくるんで、どうリンクしていくのかといふのはなかなか難しい話だと思っております。それはそのときのこととしまして、現時点でのこの基本計画に關しまして、ひとつ趣旨をご理解いただきたいと思ひます。項目は2つあるんですが、やっぱり木材需給のマーケットがかなりさま変わりしてきている中で、やはり国有林一経営体としては、これはスケールの違ふ大山林所有といふ構造が世界中の例のない所有形態があるわけで、それとその雑多な小さな集合体である民有林とのバランス、調整機能といふものを、これはやっぱり国営ですから、政策的な視点でどう図っていくかといふことを基本的に位置づけていかなければならぬだろうと。文章的には、地域の中で一体となつてといふ書き方になっているわけですがけれども、そのところを一つ私、懸念がありますのは、これは国有林の歴史の中で、やはり木材需給も逼迫してかなり資源を過伐的に増産体制がしかれた。だからそこが、全国森林計画との関連もありませうが、またぞろそういう形で生産過多といふことにならないようなやっぱり戒めがひとつ必要だろうと、国として、これが前提です。その上で、一つは労働市場、それからもう一つはやっぱり木材の生産供給、この2点で地域の中でこれは全国的にもといふか政策的にも、やっぱり民有林と、そのときそのときの状況に合わせて調整を図っていく、バランスをとっていく、そういう一企業体ではあるけれども、政策主体としての国の責任をやっぱりきちつと計画の中に精神論もルールも、状況ががらつと変わりましたから、いま一度きちつと据えていくことを念頭に置いて、具体的な改正案をつくつていただければありがたい。これは要望でございませうので、よろしくお願ひいたします。

○天野委員 今の岩川さんのやつに全く賛成なんですけれども、今の状況はよくなつてきたといふことを踏まえてもう一度一から考え直せといふことなんですけれども、国有林と、例えば県との話し合いが、例えばその地域の森林をどういふふうにつくっていくか。それが47都道府県が全部積み重ねていくと日本の森林をどうするかといふことになると思ふんですけれども、そういう話し合いが、先ほど岩川さん言われたように、今までと状況がよくなつてきたと。よくなつてきた中で、今まであつたかもしれないけれども、一遍、国有林と県、例えば私から言わせると県の方々と、その県、県でどういふ森林をつくっていくかといふ話し合いを今持つべ

きときではないかなと思うんですよね。いつも高知県の例を出して恐縮なんですけれども、例えば新生産システムでも今高知県では2つありまして、高知中央東部というところの委員を私はしているんですけれども、高知県では県の方がその新生産システムの会議に出て主導しているんですが、国有林の方は呼ばれないんですよ。国有林をないがしろにしているというわけではないんですけれども、頼りにしていないというか、そこがとてもおかしいんですね。私の知っている例えば鹿児島県だと、非常に林野庁の方が主導的に新生産システムをローカル林業研究会などと一緒によくやっていたらいいんです。ところが、高知県では県がやっていて、そこに会議に呼ばれるだけで、ただ聞いている。だけれども、県庁の森林の部と四国森林管理局はどれほど遠いところにあるか。歩いて3分のところにある。それなのにそういう状況なんですよ。だから、そういうことじゃだめで、向こうは敷居が高くて言うてこないんだったら、こっちのほうから、全都道府県、47都道府県で林野庁と県の方々とで、一度、この県の森林計画をどうしましょうかというのをよく考えましょうというようなこと、なされていると思うんですけれども、岩川さんがおっしゃったように、今の機会にもう一度そういうことをシステムとしてつくっていただいたらどうかと思いました。

○有馬会長 何かあれですか。

○福田国有林野部長 具体的なお話で非常によくわかりましたけれども、今、森林計画につきましては、全国158の流域について民有林、国有林同じような計画をつくるということで、その場合に、お互いに中身を見せ合って、地域レベルでは非常に調和のとれたものにするという仕組みは法律上もできておまして、それが今言われるような話だとちょっと心配なんですけれども、さらに徹底をして、そういうご指摘を受けたので、努めてまいりますので、ありがとうございました。

○有馬会長 これ、今のは順番的な問題もあるんですけれど、全国森林計画で一応、今度、先にちょっと動いているわけですよ。そうですね。それと、いずれにしろそちらの段階でのすり合わせという段階はこれは基本だろうと思うんですけれども、その上で、とにかく、だけれど、これがより経営体の今度は話になるから、国有林自身のですね。その点では大変重要な位置づけにあらうかと思しますので、今のご指摘の点はひとつよろしく願いますということでもとめるしかないでしょうか。

いかがでしょうか。先ほど、今日のご審議、いろいろとご意見をちょうだいしたということで、次回の段階で、一応改正の具体的な案が出てまいります。それを次回ご審議いただいた上で、公告・縦覧という形にならうかと思しますので、いろいろなやっぱり地域地域によっては

私は大分事情が違うと思うんですね。そういう点では、やはり大事なことは、地域の事情が違うということ踏まえた上でやらないと、なかなかうまくいくものもうまくいかないという感じがいたしますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、全体ではどうだということでしょうか。いいですか。

○天野委員 最初のこのポンチ絵のところ私ちょっと具合が悪かったので、余り元気な発言ができませんでした。今年、全体としてよくされているというふうなことを思っております。

それで、先ほど森林経営対策というところで、前田委員がお話ししたところにちょっと戻らせていただいて恐縮なんですけれども、森林所有者の事業体を教育することを考えてくれというふうに言われて、ああ、必要なことだなと思ひました。それから、ここに大規模森林所有者の相続税負担を軽減しろということ、新規で書いてありまして、私の友達の山元の人たちの最も求めているところはこれで、今年これが入ったのはすばらしいことだと思ひました。

それで、長官にお聞きしているんですけども、例えば先ほど前田さんが言われた事業体の教育ということもあるんですが、ここには緑の雇用による担い手の確保と育成ということがありますが、例えば林業の大学というのは日本に幾つくらいあってというふうなことの林業大学をつくるなどの一般的な教育機関というふうなものについてはどのようにお考えでしょうか。

長官はいかがですか。例えば、何を言っているかということ、木材のヤマサ、ササキさんが私におっしゃったことは、林業高校などが地域にあると。そこに入ってくる子は何かも不良みたいな子も多いんですけども、そういう高校もありますと。だけど、僕に言わせると、ああいう林業高校に入っている子が全部林業に入らないことが問題なんだよねというふうにササキさんはおっしゃいます。それで、その言葉を受けて、鹿児島大学の先生たちが、大学の中にそういうふうな勉強をする部門がつくられておるんですね。考えてみると、今インターネット社会なので、いろいろ検索すると、やっぱり高校生の段階で林業に入るのはなかなかそこまで知性が上がっていないので、大学くらいのところで何かそういう研究機関が日本で幾つかとか、あるいは林野庁の中でできるとか、あるのかもしれませんが、そういうのを総合的に考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたい。

○福田国有林野部長 ちょっと今手元にデータがなくて恐縮なんですけれど、全国、国立大学も含めて30くらいの大学に林学関係、昔は林学科があったんですけど、今は、森林資源政策学とか今風の名前に変わってしまいましたが、そういう学部・学科がございますし、それからそういうところは教育内容は割と昔の林学科に近い、あるいは林産の学科に近いということになっているかと思ひます。それから、県で林業短大、これ5つございますし、若干減っている

のは、今、委員が言われました、職業教育として高校、農林高校が若干減少傾向、これは総合高校とかあるいはほかのものと農林だけでやっていけなくて、少子化の関係もあるんだと思いますけれども、総合高校とかそういう形に変わっているのがございます。

私どもとしては、国有林の場合はそういう高校卒の方も、それから短大レベルということで、その高校レベルの方から今専門学校みたいなものもありますので、そういうところを経由された、あるいは林業短大を経由された職員、それからもちろん一種大卒で入ってこられ、大学院を出て入ってこられる多様な人材を集めてやっておりますけれども、まださすがに大学レベルの話ではかなり林業関係といえますか森林関係につきたいということで、意欲を持ってやってきていただいていると思っておりますけれど、さらに私どもも、こういうふうなことで具体的にこういう仕事ができるとか、それからそういう関連の仕事でこういうものがありますよと、民間の場合でも、そういうものを広くPRしながら、そういうものの充実に努めていきたいと思っています。

○有馬会長 いずれにしましても、今のいろいろな側面が出てきたということと、それとやはり大学、この教育、経営とかいうような話になってくると、やはり社会人の大学院というような仕組みというのかなり重要な位置づけにこれからなると思うんですね。やっぱり現実のものを知らない人が幾ら学んでも、なかなか現実にはうまくいかない。そういう点では、かなり大きな形として、これからの流れとしては十分考えられること。特に、私ども木材関係をやっていたところからいうと、今は木材関係で頑張っているのはほとんど社会人なんです。社会人入学でいろいろなことが大体動いているというのもこれは間違いない事実ですので、そういう点ではかなり事情が違ってきていると。やっぱり社会事情を知った人たちが学ばなくてはいけない事情になってきているということも間違いないだろうと思っています。

○岩川委員 余談ですけども、雇用が拡大すれば、希望者は幾らでもいます。それが現実だと思います。だから、我々が頑張らなければいけないと思います。そういう……

○有馬会長 よろしいですか。そろそろ次の予定もあるでしょうから……

○天野委員 いつもドイツの例を言って申しわけないんですが、ドイツではバスが巡行して、その地域で社会人で学びたい人に教育ができるという、そういうものもあります。そういうことも考えて、今後はもうちょっと教育のことを考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○岩川委員 鹿児島はそれでしょう。鹿児島大学はね。

○有馬会長 それじゃ、以上をもちまして本日の林政審議会を閉会させていただきます。本当にどうも。ちょっと寒くなかったですか。だんだん熱が帯びてきたからよかったのかもしれない

いですが、どうもありがとうございました。これでそれでは終わりたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

午後4時24分 閉会